

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

原 告 準 備 書 面 (4)

2009年12月1日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

同 川 口 和 子

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 魚 住 昭 三

同 古 本 晴 英

同 張 界 滿

本準備書面では、被告国の準備書面(1)の第4の「3 不開示理由3該当文書」、準備書面(2)の「2 不開示理由3該当文書」及び準備書面(3)(不開示理由3該当文書(続))に対する原告の反論を述べる。

目次

第1 「不開示理由3」の不存在（総論）	5
1 公開の予定や忌憚のない意見交換はそれ自体が不開示理由ではない	5
2 信頼関係と外交交渉上の不利益との区別	6
3 時の経過と「現在及び将来」のおそれ	7
4 不開示部分の不統一	8
5 韓国や第三国代表の発言部分等	8
第2 全文不開示文書における被告国の説明不足	9
第3 準備書面（1）「3 不開示理由3該当文書」における不開示理由の不存在	10
1 「（1）日韓間諸懸案の現状とその対策」（文書480・乙第25号証、番号9）について	10
2 「（2）大野副総裁に同行訪韓した伊闊大使の後宮局長に対する報告要旨」（文書523・乙第26号証、番号10）について	11
3 「（3）拿捕事件対策」（文書902・全部不開示、番号1）について	13
第4 準備書面（2）「2 不開示理由3該当文書」における不開示理由の不存在	13
1 「（1）日韓会談第七回基本関係委員会議事要録・議事録」（文書979・乙第45号証、番号2）について	13
2 「（2）日韓会談決裂善後対策」（文書1062・乙第46号証、番号3）について	16
3 「（3）対韓関係当面の対処方針（案）」（文書1070・乙第47号証、番号4）について	18
4 「（4）日韓条約の解釈の食違い点に関する処理方針（案）」（文書1236・全部不開示、番号5）について	19
5 「（5）日韓条約の解釈の相違点に関する韓国側の説明について」（文書1237・全部不開示、番号6）について	20
6 「（6）日韓会談説明用資料」（文書1340・乙第48号証、番号7）について	22
7 「（7）日韓会談諸懸案の現状」（文書1342・乙第49号証、番号8）について	24
8 「（8）日韓予備交渉第11～20回会合記録」（文書651・乙第50号証、番号11）について	27
9 「（9）日韓予備交渉第21～25回会合記録」（文書652・乙第51号証、番号12）について	28

1 0 「(10) 倭島局長・ヤング課長会談要旨」(文書690・乙第52号証、番号13)について.....	30
1 1 「(11) 日韓交渉報告(基本関係部会)」(文書692・乙第53号証、番号14)について.....	31
1 2 「(12) 日韓政治折衝第2回会談記録」について(文書720・乙第54号証、番号15).....	32
1 3 「(13) 日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)」(文書910・乙第40号証、番号16)について.....	34
1 4 「(14) 日韓国交正常化交渉の記録(総説・目次・平和条約発行前の日韓関係と日韓会談予備会談)」(文書1124・乙第55号証、番号17)について.....	36
1 5 「(15) 日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル)」(文書1127・乙第56号証、番号18)について.....	37
第5 準備書面(3)における不開示理由の不存在.....	38
1 「(1) 日韓関係の打開について(文書1248・乙第57号証、番号19)」について.....	38
2 「日韓会談議題の問題点(文書1287・乙第58号証・番号20)」について.....	40
3 「アジア局主張懸案処理日報抜粋」(文書1399・乙第42号証・番号21)について.....	41
4 「第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ(文書1418・乙第59号証、番号22)」について.....	43
5 「第7次漁業交渉 資料20 漁業協定関係擬問擬答(文書1457・乙第60号証、番号23)」について.....	44
6 「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨(文書1523・乙第61号証、番号24)」について.....	45
7 「遣韓使節の使命と行動基準(昭和26年12月)(文書1630・乙第62号証、番号25)」について.....	46
8 「谷大使・金公会使会談(文書1671・乙第63号証、番号26)」について.....	47
9 「日韓会談再開問題(文書1675・乙第64号証、番号27)」について.....	48
1 0 「アリソン大使との会談(文書1676・乙第65号証、番号28)」について.....	50
1 1 「日韓問題に関する米側トーキングペーパー(文書1686・乙第66号証、番号29)」について.....	51
1 2 「日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話(文書1695・乙第67号証、番号30)」について.....	53

1 3 「日韓会談の現況等（文書1696・乙第68号証、番号31）」について.....	54
1 4 「後宮アジア局長・崔圭夏大使会談（文書1728・乙第69号証、番号32）」について.....	54
1 5 「日韓会談における双方の立場（昭和39年4月）（文書1783・乙第70号証、番号33）」について.....	55
1 6 「韓国側希望と日本側方針（昭和39年10～12月）（文書1786・乙第71号証、番号34）」について.....	56
1 7 「日韓会談今後の進め方（文書1787・乙第72号証、番号35）」について.....	60
1 8 「韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談（文書1809・乙第73号証、番号36）」について.....	63
1 9 「金中央情報部長訪日（文書1822・乙第44号証、番号37）」について.....	64
2 0 「金中央情報部長訪米（文書1823・乙第74号証、番号38）」について.....	65
2 1 「大平外相と金韓国中央情報部長との会談（第1回）（文書1824・乙第75号証、番号39）」について.....	67
2 2 「池田総理・金韓国中央情報部長会談（文書1825・乙第76号証、番号40）」について.....	70
2 3 「大平外相・金部長会談（第2回）（文書1826・乙第77号証、番号41）」について.....	70
2 4 「韓国提案基本関係条約案（文書1851・乙第78号証、番号42）」について.....	72
2 5 「日韓会談等に関する在外公館からの報告（文書1876・乙第79号証、番号43）」について.....	74
2 6 「日韓会談等に関する在外公館への訓令（文書1877・乙第80号証、番号44）」について.....	75
2 7 「日韓交渉の現状（文書1879・乙第81号証、番号45）」について.....	76
2 8 「日韓交渉関係法律問題調書集（文書1881・乙第82号証、番号46）」について.....	79
2 9 「日韓国交正常化交渉の記録 総説九（文書1882・乙第83号証、番号47）」について.....	79
3 0 「日韓国交正常化交渉の記録 総説三（文書1915・乙第84号証、番号48）」について.....	81
第6 結語	82

第1 「不開示理由3」の不存在（総論）

被告国が主張する「不開示理由3」は、「現在においても日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報（法5条3号）である（被告準備書面（1）23頁）。そして、不開示理由3に関する被告国の典型的な理由付けの骨子は、「不開示情報には被告国の内部的な意見が含まれているが、これは公開を予定していないものである。公開を予定していない内部的意見が公開されると萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある。このような情報が公にされると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、日本の対応方針を含む内部の検討状況が明らかになると、日本の交渉上の立場を不利にするおそれがある」というものである（被告国準備書面（2）13、14頁、被告国準備書面（3）10、11～12頁等）。

しかしながら、このような被告国の中張は、情報公開法5条に規定されている不開示事由を取り違えているか、あるいは原則開示という情報公開法の基本的ルールを適切に踏まえないものである。ここでは、各文書について個別具体的に反論するのに先立って、被告国の中張に共通する問題点等について総論を述べておく。

1 公開の予定や忌憚のない意見交換はそれ自体が不開示理由ではない

被告国は、不開示理由3の内容として、しばしば「公開を予定していないこと」をあげるが、「公開を予定していないこと」それ自体は法5条3号に定められた不開示理由ではない。この点は、個人情報に関する不開示事由（法5条1号イ）では問題になる余地があり得るとしても、法5条3号の不開示理由には、直接の関わりはない。公開を予定している情報だけが情報公開の対象になるとするとならば、新たに情報公開法という法律を制定した意味はまったくないこと

になる。

同じように被告国は、「忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある」ことも不開示理由としてあげるが、それ自体は法5条3号に定められた不開示事由ではない。この点は、審議・検討等情報に関する不開示事由（法5条5号）では問題になり得る余地があるとしても、法5条3号の不開示事由には、直接の関わりはない。さらに、「忌憚のない意見交換」や「萎縮効果」といった問題は、最近に行われた内部検討に関する情報であればともかく、後にも述べるように、文書の作成から約半世紀を経過している本件のもとでは、そのような問題が生じることは通常はありえない。

いずれにしても、公開の予定や忌憚のない意見交換といった事情は、それ自体は何ら不開示理由に該当しないのであるから、被告国が法5条3号に定められた不開示事由に該当すると主張するのであれば、そのような事情が現在又は将来にわたる信頼関係や外交交渉上の不利益をどのように損なうのかを具体的に主張しなければならない。しかし、後に詳しく述べるように、被告国の主張にはそのような具体的な主張は存在しない。

2 信頼関係と外交交渉上の不利益との区別

被告国は、不開示理由3の内容である法5条3号所定の事由について、「信頼関係が損なわれるおそれ」と「交渉上不利益を被るおそれ」を特段に区別することなく論じている。しかし、原告準備書面（1）27頁以下において河野フルシチョフ会談に関する審査会の答申を踏まえて詳細に論じたとおり、これらの要件は区別したうえで検討する必要がある。

すなわち、「交渉上不利益を被るおそれ」が認められるためには、問題となっている事項が現在でも交渉が継続している事項であることが必要とされる。そして、そのような交渉の継続が認められる場合であっても、「交渉上不利益を被るおそれ」が認められるためには、現在の交渉において問題の焦点にな

っている事項を具体的に特定したうえで、開示請求対象文書が、そのような具体的な事項に関する文書であること、ならびに今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることが、被告国によって具体的に主張立証される必要がある（原告準備書面（1）31～32頁）。したがって、問題となっている事項が現在でも未解決であるというだけでは、不開示を正当化することはできないのである。

なお、開示請求対象文書が竹島問題に関するものについて、被告国は、竹島問題の重要性等を繰り返し述べて強調している。しかし、そのような主張は、上記審査会の答申が示した判断枠組みとの関連では、開示請求対象文書に記載されている事項が現在でも交渉継続中の事項であることを指摘するにとどまるものと位置づけられる。具体的な問題の焦点や、該当する開示請求対象文書のかかる焦点とのかかわり、今日的意義といった審査会の答申が検討対象としていた諸点について、被告国は何ら具体的に説明していない。したがって、交渉上不利益を被るおそれも、到底認めることはできない。

3 時の経過と「現在及び将来」のおそれ

以上に述べた「交渉上の不利益を被るおそれ」、ならびに「信頼関係が損なわれるおそれ」についてもいえることであるが、そこで問題とされるのは、現在又は将来の不利益や信頼関係の毀損である。そして、いかに公開されなかつた日本政府内部の検討に関する情報であっても、約半世紀にわたる時の経過を経てもなお、その情報の公開が具体的な不利益をもたらし、あるいは信頼関係を損なうような事態は通常はありえない。世界の多くの国々で今日、外交文書に関する30年公開原則が受け入れられているもとで、30年以上の時を経過した文書は原則として公開が予定されているのであって（甲103）、その公開が予測外の事態であるということもできない。逆に、それでもなお、現在又は将来に関する交渉上の不利益をもたらしあるいは信頼関係を損なうというの

であれば、そこには特別な事情が必要である。被告国はそのことを具体的に主張すべきであるが、被告国はそのような事情を一切主張していない。

4 不開示部分の不統一

同一内容の文書の同一箇所について、被告国が一方では不開示としつつ、他方では開示している場合がある。

その具体的箇所・内容等については、本準備書面第5の23及び同27において詳述するが、このような不統一な取り扱いがなされていることから、次のことがわかる。

まず、被告国は、「外務大臣が極めて慎重かつ詳細な検討を行って本件不開示決定処分をしたものである」と主張しているが（被告国準備書面（1）8頁）、実際には杜撰な判断がなされている場合があり、本来であれば開示決定をすべき部分について、不開示決定がなされている場合がある。

次に、一方で不開示としつつ、他方では開示されている記述を具体的に見てみると、たとえば、「のみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので」という記述（文書1826・乙77号証、番号41中の記述）が不開示とされているなど、特に秘匿すべき内容ではない情報が不開示にされていることがわかる。このことは、被告国が不開示にした他の部分にも、本来であれば秘匿する理由のない情報が含まれていることを示唆しているというべきである。したがって、「外務大臣が、他の箇所を開示しつつも、この箇所を敢えて不開示にしているということは、よほど機密性の高い情報が含まれているのではないか」といった推測は誤りである点に留意する必要がある。

5 韓国や第三国代表の発言部分等

法5条3号の不開示理由について、被告国が韓国側代表や第三国の者による

発言部分や見解を不開示にしている場合がある（本準備書面第5の12、15、16の一部、18、19及び27）。

しかし、日本側の見解や手の内情報が記載されているのであればともかく、相手方である韓国や、あるいは第三国の発言部分や見解が記載されているからといって、その記述ゆえに今後の交渉において日本側の手足が縛られるといった事情は一切ない。したがって、そのような記載を公開することにより、日本側にとって外交交渉上の不利益が生じることはおよそ考えられない。

この点においても、被告国は、本来であれば法5条3号該当性の認められない情報も不開示にしていることがわかる。

第2 全文不開示文書における被告国の説明不足

被告国が文書の全文を不開示としつつ、その内容を十分説明していない場合がある。詳しくは該当箇所（本準備書面第4の5、第5の9の一部、25）で論じるが、被告国は、「竹島問題について具体的見解が記載されている」といった程度の説明しかしていない。

しかし、竹島問題に関する具体的見解であるというだけでは不開示にする理由としては全く不十分である。前記第1の2で述べたとおり、未解決の問題であるからというだけでは法5条3号該当性は認められないし、本準備書面第5で後述するとおり、竹島問題に関する具体的見解でありながら被告国が自ら開示している部分も多々存在する。また、不開示の対象はいずれも電信文の全文であるが、これらの文書の体裁に照らして、開示することに何ら支障のない箇所も存在するはずである。さらに、上記第1の4及び5で見たとおり、被告国は、本来であれば不開示にする必要のない記述も不開示にしているが（そこで不開示にされている記述も竹島問題に関するものである。）、このことも、全文不開示としている記述中に、本来であれば不開示にする必要のない記述が含まれていることを示唆しているというべきである。

これらの不開示文書については、被告国による説明が極めて不十分であり、かつ全文が不開示であるため、原告としては手がかりがなく、現段階では有効な反論をすることができない。そこで、これらの全文不開示文書について、原告は、被告国が文書の内容についてより具体的に説明することを求める。それにもかかわらず被告国による具体的な説明がない場合、不開示理由の該当性が否定されるべきであるし、被告国が追加で説明をする場合には、原告はそれを踏まえて反論を行う。

第3 準備書面（1）「3 不開示理由3該当文書」における不開示理由の不存在

1 「（1）日韓間諸懸案の現状とその対策」（文書480・乙第25号証、番号9）について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、1956年（昭和31年）8月15日付けで外務省が作成した文書のうち、竹島問題に関する日本政府の対策を具体的に記載した部分3箇所であり、それぞれ「（不開示・9文字程度）国際司法裁判所へ提訴し」、「（不開示・5文字程度）国際司法裁判所への提訴」、「（不開示・5文字程度）司法裁判所」となっている。

竹島問題の解決のための方法としては、当時の日本政府内において、国際司法裁判所への提訴を行う際に韓国側の同意を必要とする否かが議論の対象となっており、実際に、日本側から韓国側の同意を得て国際司法裁判所に付託することを求めていた事実からすれば、不開示部分は「日本が単独で」提訴するとの内容であると思われる。

（2）不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にする

おそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

しかしながら、たった5文字から9文字程度の内容が「政府内部での詳細な検討状況」とは言い難く、また、上述の通り、不開示部分は「日本が単独で」提訴するとの内容であると思われるから、不開示部分が開示されたとしても、53年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであって、現在又は将来の交渉上の不利益が生ずることは考えられず、交渉上の立場を不利にするおそれがあるとは到底認めることはできない。

2 「(2) 大野副総裁に同行訪韓した伊闊大使の後宮局長に対する報告要旨」

(文書523・乙第26号証、番号10)について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、以下のとおり、1962年（昭和37年）10月頃に訪韓した伊闊大使の報告内容であり、同年12月頃に作成された文書の中の2箇所であるとされる。

ア 不開示部分①

韓国の金中央情報部長（当時）が竹島問題について発言した内容が記載されているとされる。

不開示部分①は、韓国の金中央情報部長（当時）が竹島問題について発言した内容というだけの説明であるので、具体的にどのような内容の発言であるかの特定はできないが、いずれにせよ、次の不開示部分②の直前に記載されているように、韓国の金中央情報部長（当時）としては、竹島問題についてアメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していたことは明白な事実であるから、その類の発言を含む内容であると思われる。

イ 不開示部分②

伊闊大使が非公式に韓国側に提示した文書中の竹島問題に対する日本側の具体的な検討の様子が記載されている。

次に、不開示部分②は、竹島問題について、「（約3行不開示）問題が解決しない場合には、」国際司法裁判所に付託するとの記載からすれば、「金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によつても問題が解決しない場合には」という内容であると思われる。

（2）不開示理由の不存在

上記の不開示部分について、被告国は、「これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分は、いずれも、現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央情報部長（当時）が提案した具体的な意見及びこれに対する日本政府の対応についての具体的な内容であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であつて、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、前記第1の5で述べたとおり、不開示部分①である韓国の金中央情報部長（当時）が竹島問題について発言した内容を開示することが、どのような理由で、日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるか全く以て不明であり、被告の主張には論理の飛躍がある。

また、不開示部分②についても、前記第1の2で述べたとおり、「交渉上の立場を不利にするおそれ」があると言うが、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であつて、その交渉の継続性が肯定される場合であつても、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。しかし、この

点に関する被告国の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれ到底認めることはできない。

3 「(3) 拿捕事件対策」（文書902・全部不開示、番号1）について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、海上保安庁が作成した文書で、昭和27年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解が記載されている部分全部であるとされる。

この程度の説明では、どのような情報が不開示とされたのか正確に推測することは困難であるが、その不開示理由として、拿捕事件に関するもので、日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定問題が挙げられていることからすれば、李承晩ライン問題に関連した日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解が記載されていると推測される。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

しかしながら、李承晩ライン問題（これに付随する拿捕事件問題）はもはや存在せず、しかも、半世紀以上も前に検討された日本政府の検討内容であるから、前記第1の3のとおり、これらを開示したからと言って、今後の日韓間の排他的経済水域の境界画定問題に対する今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとは考えられず、日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれを生じさせる可能性もないといわざるを得ない。

第4 準備書面（2）「2 不開示理由3該当文書」における不開示理由の不存在

1 「(1) 日韓会談第七回基本関係委員会議事要録・議事録」（文書979・

乙第45号証、番号2)について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、日韓条約締結について協議していた基本関係委員会における韓国側の特定の出席者の発言内容を日本側が評価したコメントが具体的に記載した部分であるとされる。

文書979の「(1) 日韓会談第七回基本関係委員会議事要録・議事録」に相当する議事録は韓国側開示文書にも存在する(甲109)。

当該文書によれば、当時の日韓両国では、日韓併合に関連する条約と協定の効力について、日本側は「現在効力を持たない」(今後無効論)と解釈したが、韓国側は「効力を持たなかった」(当初から無効論)と解釈したことから、双方で見解の一致をみることが出来なかつた。そのうえで、韓国側の議事録では、『日本側が「条約と協定は現在無効」という言葉だけを使用する意向であると表明したが、ユ代表は「条約と協定は初めから無効であった」という表現を入れたいと主張した。』旨の記録がある。

上記韓国側議事録と同様のやり取りは、不開示部分の後に続く日本側議事録にも記載されており、韓国側と日本側で妥協点を見いだそうとした議論がなされた経緯が記録されている。

とすれば、不開示部分は、後に続く、韓国側と日本側で妥協点を見いだそうとした議論の前に記録されたもので、かつ、韓国側の特定の出席者の発言内容を日本側が評価したものであることから、韓国側の特定の出席者(ユ代表)の発言内容(「条約と協定は初めから無効であった」という表現を入れたいと固持した主張)に対して日本側が批判的に評価したコメントであると思われる。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「このような情報が公にされると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあり、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上

の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分は、外務省内部における評価に過ぎず、公開されることが予定されていないものであることや、内部的な意見まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあること、さらに、このような情報が公開されると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあることを不開示の根拠とする。

しかしながら、前記第1の1で述べたとおり、公開を予定しているか否かは、個人情報に関する不開示事由（法5条1号イ）では問題になる余地があり得るとしても、法5条3号との不開示事由とは関係がない。

また、忌憚のない意見交換ができるか否かは、審議・検討等情報に関する不開示事由（法5条5号）では問題になる余地があるとしても、やはり5条3号との不開示事由とは関係がない。

加えて、文書の作成時から約半世紀にわたる時の経過があることや、韓国側の韓日会談に関する文書がすでに公開されている経緯からしても、前記第1の3で述べたとおり、開示請求対象文書に記載されている当時の議論を公開したからといって、萎縮効果が働くことがないことも明らかである。

「信頼関係が損なわれるおそれ」についても、前記第1の2で述べたとおり、不開示部分は文字にしてわずかに27文字前後であるが、そのような短評というべき評価が開示されたからといって、どのように具体的に韓国との信頼関係が損なわれるのかが疑問であり、前記第1の3のとおり、約半世紀にわたる時の経過があることを踏まえるならば、そのような過去の時点において日本がどのような検討を内部で行っていたかが公になったからといって、現在から将来に向けた韓国との信頼関係が損なわれるおそれなどは到底認められない。

以上のとおり、被告国の各主張は根拠がなく論理の飛躍も甚だしい主張であり、不開示部分が開示されたとしても、日韓間の今後の交渉において日本の立

場が不利になるおそれはないと言わざるを得ない。

2 「(2) 日韓会談決裂善後対策」（文書1062・乙第46号証、番号3）について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、久保田外務省参与（当時）による、日本と韓国との間の懸案事項となっている李承晩ライン問題に対する対応について、久保田氏の韓国側に対し先鋭的な対応を推し進める独自の見解が具体的に記載されている部分であるとされる。

被告国は、久保田氏の韓国側に対し先鋭的な対応を推し進める独自の見解と説明するが、不開示部分は、久保田氏の主張する見解のうち、「二、速時的対策」として紹介される対策であるから、「三、長期的対策」として国連又は国際司法裁判所への提訴などを挙げている点や、9頁の最後に「然し之を実行し武力衝突となると」と記載されている点に鑑みれば、武力衝突の可能性のある「別紙水産庁案」であるものと思われ、必要であれば韓国側の無法に対し日本側も強硬手段やむなしの態度を見せつけるべき（海上保安庁ないし保安庁警備隊による保護を受けた出漁）旨の具体的な主張であったことは、想像に難くない。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「このような情報が公にされると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあり、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分は、極端な内容を含む、あくまで個人的な見解であり、公開されることが予定されていないものであることや、内部的な個人的見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が

生じ、忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがあること、さらに、このような情報が公開されると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあることを不開示の根拠とする。

しかしながら、前記第1の1で述べたとおり、公開を予定しているか否かは、個人情報に関する不開示事由（法5条1号イ）では問題になる余地があり得るとしても、法5条3号との不開示事由とは関係がないし、むしろ、個人的見解であるならば、外務省や日本政府とは全く関係がない内容であるから、外交上の不利益を生ずる余地がない。

また、忌憚のない意見交換ができるか否かは、審議・検討等情報に関する不開示事由（法5条5号）では問題になる余地があり得るとしても、やはり5条3号との不開示事由とは関係がない。

加えて、文書の作成時から約半世紀にわたる時の経過があることや、韓国側の韓日会談に関する文書がすでに公開されている経緯からしても、前記第1の3で述べたとおり、開示請求対象文書に記載されている当時の議論を公開したからといって、萎縮効果が働くことがないことも明らかである。

なお、韓国との「信頼関係が損なわれるおそれ」についても、前記第1の2で述べたとおり、韓国側でも有名な久保田氏の個人的見解を開示したからといって、今更どのように具体的に韓国との信頼関係が損なわれるのかが疑問であり、前記第1の3でも述べたとおり、約半世紀にわたる時の経過があることを踏まえるならば、そのような過去の時点において日本がどのような検討を内部で行っていたかが公になったからといって、現在から将来に向けた韓国との信頼関係が損なわれるおそれなどは到底認められない。

さらに、被告国は、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするとも主張するが、前記第1の2で述べたとおり、李承晩ライン問題はすでに終結した問題であって、日韓両政府による交渉の継続性すらないのであるから、不開示部分を開示したとしても、何ら今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していると

はいえず、交渉上の立場を不利にするおそれがあるとは到底認めることはできない。

3 「(3) 対韓関係当面の対処方針(案)」(文書1070・乙第47号証、番号4)について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、竹島問題に関する日本政府の提議を韓国政府が拒否したことに対して検討されていた具体的対策が記載されている部分であるとされる。

具体的対策と言うが、不開示部分はわずかに7文字にすぎず、しかも、日本が竹島問題を国際司法裁判所において解決しようと提案したのに対し、韓国がこれを拒否したことから、何らかの対策をすると記述されている点からすれば、せいぜい、日本側からの実力行使に関する何らかの対策が記載されていたものと推測出来る。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

しかしながら、前記第1の2及び3で述べたとおり、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。

にもかかわらず、たった7文字で表現される対策のどこが具体的であるかも問題であるが、容易に想像出来るような内容（韓国に対する実力行使を伴った対策）であり、かつ、50年近くも前の日本政府の具体的な対策が明らかになつたからと言って、竹島問題に対する日本政府の現在または将来の具体的対応方針が明らかとなるはずもなく、今後の交渉に影響を与えることもないのであるから、この点に関する被告国の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない。

4 「(4) 日韓条約の解釈の食違い点に関する処理方針（案）」（文書123

6・全部不開示、番号5）について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、1965年（昭和40年）9月20日付で外務省が作成した内部資料であり、日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点について外務省内部で具体的に検討した内容等が記載されている部分であるとされる。

この程度の説明では、どのような情報が不開示とされたのか正確に推測することは困難であるが、たった3頁しかない文書が全て不開示とされたことや、その不開示理由として、竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題（竹島問題に李承晩ライン問題を含むものと考えられる）だけが挙げられていることからすれば、竹島問題や李承晩ライン問題について外務省内部で具体的に検討した内容等が記載されていると思われる。

（2）不開示理由の不存在

不開示部分について被告国は、「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報」（法5条3号）、かつ、「外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報」

(法5条6号)に該当すると主張する。

しかしながら、まず、不開示部分の「日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点」について、どのような諸点が齟齬するかは周知の事実であるとも言えるから、その部分自体を開示したとしても、韓国との信頼関係が損なわれるおそれや、外交上の不利益が発生するおそれは想定出来ない。

そして、竹島問題に関する外務省（日本政府）の内部検討事項や李承晩ライン問題についても、前記第1の3で述べたとおり、半世紀以上も前に検討された外務省内部の検討内容や方針であるから、これらを開示したからと言って、韓国との信頼関係が損なわれるおそれが具体的に生じるとは考えにくいことであるし、また、今後の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題に対する日本政府の今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとは考えられず、日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれを生じさせる可能性もないと言わざるを得ない。

5 「(5) 日韓条約の解釈の相違点に関する韓国側の説明について」（文書1 237・全部不開示、番号6）について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、1965年（昭和40年）10月4日付で外務省が作成した内部資料であり、日韓両国で懸案事項となっている諸問題（竹島問題と排他的経済水域の境界画定問題）について、韓国側の政府要人が詳細に説明した内容が具体的に記載されているのみならず、日本側が上記説明をどのように解釈し評価したかについても、具体的かつ詳細に記載されているとされる。

この程度の説明では、どのような情報が不開示とされたのか正確に推測することは困難であるが、総数28頁の文書が全て不開示とされたことや、その不

開示理由として、竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題だけが挙げられていることからすると、竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題だけに関連して外務省内部で具体的に検討した内容等が記載されていると思われる。

(2) 不開示理由の不存在

不開示について、被告国は、「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報」(法5条3号)、かつ、「外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報」(法5条6号)に該当すると主張する。

しかしながら、まずもって、28頁に及ぶ全部不開示は、これまでの別文書での不開示部分と比べても、極めて多くの頁にわたっている。その一部でも公開することができないというのは、他の文書の公開状況と比較しても、きわめて異質であるが、被告国は、全部不開示の理由について具体的に主張をしていない。

また、「韓国側の政府要人が詳細に説明した内容が具体的に記載されている」という点についても、すでに韓国側の文書が公開されている現状に鑑みれば、日韓両国で懸案事項となっている諸問題（竹島問題と排他的経済水域の境界画定問題）における韓国側政府や要人の見解等を明らかにしたからといって、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、今後の日本政府の交渉上の立場を不利にしたり、更に、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言いたい。

しかも、被告国は、「日本側が上記説明をどのように解釈し評価したかについても、具体的かつ詳細に記載」されている情報であるから、これを開示すると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある、日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれがある、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると抽象的に述べるのみで、前記第1の2で述べたとおり、この点に関する被告国

主張は具体性を欠いており、前記のようなおそれを到底認めることはできない。

6 「(6) 日韓会談説明用資料」（文書1340・乙第48号証、番号7）について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、以下のとおり、4箇所の不開示部分であるとされる。

ア 不開示部分①

昭和37年（1962年）に行われた大平大臣・金中央情報部長（当時）の間の同年11月12日付会談の概要中、竹島問題について韓国の金中央情報部長（当時）が提案した意見の内容が記載されているとされる。

そうであるならば、不開示部分①は、文書523の内容や、文書910の内容も参考にするならば、韓国の金中央情報部長（当時）としては、竹島問題についてアメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していたことは明白な事実であるから、同見解を含む、竹島問題の具体的な解決に関する韓国の金中央情報部長（当時）の意見であると思われる。

イ 不開示部分②

上記不開示部分①に記載されている韓国の金中央情報部長（当時）の提案に対する日本政府としての対応について検討した内容が記載されているとされる。

不開示部分②も、文書523や文書910における不開示情報と同じく、金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によっても問題が解決しない場合には、国際司法裁判所に付託するという内容を含んだ日本政府としての対応について検討した内容であると思われる。

ウ 不開示部分③

竹島問題について韓国の金中央情報部長（当時）が提案した意見の内容が記載され（約9行分）、上記韓国の金中央情報部長（当時）の提案に対する日本政

府としての対応について検討した内容が記載され(約3行分)ているとされる。

不開示部分③は、前半の不開示部分が、不開示部分①と同じく、竹島問題についてアメリカを念頭とした第三国による調停によって解決するとの見解を含む、竹島問題の具体的な解決に関する韓国の金中央情報部長（当時）の意見である。後半の不開示部分は、不開示部分②と同じく、日本政府はこれまで国会答弁で国際司法裁判所に提訴すると主張してきたことから、新たな解決案として、金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停による解決を探る場合には「池田総理帰国後その裁断を仰ぐ必要がある」とした内容であると思われる。

エ 不開示部分④

竹島問題について日本政府としての対応について検討した内容が記載されているとされる。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について被告国は、「これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分は、いずれも、現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央情報部長（当時）が提案した具体的な意見及びこれに対する日本政府の対応についての具体的な内容であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、前記第1の5で述べたとおり、不開示部分①や③の韓国の金中央情報部長（当時）が竹島問題についての発言内容を開示することが、どのような理由で、日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるか全

く以て不明であり、被告の主張には論理の飛躍がある。

また、「交渉上の立場を不利にするおそれ」についても、前記第1の2で述べたとおり、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告国の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

7 「(7) 日韓会談諸懸案の現状」(文書1342・乙第49号証、番号8) について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、以下のとおり、4箇所の不開示部分であるとされる。

ア 不開示部分①

1963年（昭和38年）3月8日付けで外務省が作成した「日韓会談主要案件の現状」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容であるとされる。

不開示部分①については、上述の文書1340における不開示情報と同じく、竹島問題についての韓国側の提案内容としては、韓国側が国際司法裁判所による解決ではなく、アメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していることであり、これに対する日本側の提案内容としては、第三国による調停によって解決を試みるが、これが駄目な場合は国際司法裁判所に付託することに韓国側も同意することを内容とする折衷的な提案であると思われる。

イ 不開示部分②

1963年（昭和38年）5月31日付けで外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した「日韓会談諸懸案の現状」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容であるとされる。

不開示部分②についても、不開示部分①と同じく、竹島問題について、韓国側が国際司法裁判所による解決ではなく、アメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していると提案したのに対し、日本側が、第三国による調停によって解決を試みたとしても、これが駄目な場合は国際司法裁判所に付託することに韓国側も同意するとの折衷的な提案であると思われる。

ウ 不開示部分③

1963年（昭和38年）7月3日付けで外務省アジア局長（当時）が作成した「日韓会談に関する西村前駐仏大使の見解」と題する文書中にあり、西村前駐仏大使が非公式の会合において、竹島問題や李承晩ライン問題等日韓関係における重要な懸案事項について述べた見解の具体的な内容が詳細であるとされる。

不開示部分③については、被告国の主張は極めて簡潔であり、不開示の量も5頁にわたるため、その具体的な内容は不明なところである。

エ 不開示部分④

1963年（昭和38年）7月9日付けで外務省アジア局（当時）が作成した「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する文書中にあり、竹島問題について日本側の提案に対する韓国側の対応について具体的に記載されているとされる。

不開示部分④については、外務省が作成した文書でもあり、竹島問題について日本側の提案に対する韓国側の対応について具体的に記載されているとあるので、不開示部分①や不開示部分②などと内容を同じくする韓国側の対応を含

む、日本側の仲裁・調停あるいは国際司法裁判所提訴による解決の提案に対し、韓国側では、国際司法裁判所による解決を承諾していないことなどを内容とする韓国側の対応が記載されているものと思われる。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分①ないし④について、被告国は、「公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分①②④については、いずれも現在においても日韓関係における最大の懸案事項の一つとなっている竹島問題について韓国側が提案した内容と日本側が提案した内容について具体的かつ詳細に記載されたものであり、不開示部分③については、上記竹島問題を含む日韓関係における重要な懸案事項について西村前駐仏大使が非公式に述べた私見であることから、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

さらに、西村前駐仏大使が非公式に述べた見解は、あくまで個人的な独自の私見であるから、日本政府の公式見解と誤解されることがないように不開示とすることに合理的な理由があるとする。

しかしながら、西村前駐仏大使が非公式に述べた見解が日本政府の公式見解と誤解されることがないようにするには、開示した上で非公式見解であることを日本政府として明確にすれば足りるのであるから、これが不開示とする合理的な理由でないことは言うまでもない。

「交渉上の立場を不利にするおそれ」についても、前記第1の2及び3で述べたとおり、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に

特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告国のは主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

8 「(8) 日韓予備交渉第11～20回会合記録」(文書651・乙第50号証、番号11)について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、「日韓予備交渉第20回会合記録」に添付された大野副総裁同行の伊闌大使が持参と手書きされた文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対策が具体的に記載されている部分であるとされる。

不開示部分は、その記載からして文書523の不開示部分②と同じ内容であるから、竹島問題について、「(約3行不開示)問題が解決しない場合には、」国際司法裁判所に付託するとの記載からすれば、「金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によっても問題が解決しない場合には」という内容であると思われる。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分が、竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記されており、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、前記第1の2及び3で述べたとおり、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告国の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

9 「(9) 日韓予備交渉第21～25回会合記録」（文書652・乙第51号証、番号12）について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、以下のとおり、3箇所の不開示部分であるとされる。

ア 不開示部分①

「日韓予備交渉第21回会合記録」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対応についての見解が具体的に記載されているとされる。

不開示部分を含めた全体の記載を見てみると、不開示部分①は、日本側の妥協案（第三国仲裁と国際司法裁判所への提訴をセットにした折衷案）で解決して欲しいとの提案に続くものであるから、日本政府が竹島問題を日韓会談（国交正常化）の中で解決したいと望んでいる旨の内容であると思われる。

イ 不開示部分②

「日韓予備交渉第21回会合記録」の別添「12月26日の日韓予備交渉第21回会合における日本側の発言要旨」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の提案内容が具体的に記載されているとされる。

不開示部分②は、「国交正常化後（不開示・約3行）本問題を国際司法裁判所に付託する」とあることから、竹島問題が国交正常化後に持ち越されたとすれば、仲裁・調停を経るかあるいは経ずとも、最終的には、国際司法裁判所に付託するという内容であると思われる。

ウ 不開示部分③

「日韓予備交渉第22回会合記録」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対応についての見解が具体的に記載されているとされる。

不開示部分③については、不開示部分が細かく3箇所に分かれており、大野副総裁が竹島共有論を述べた事に対して、日本の後宮局長がなした何らかの竹島問題に関する日本政府の見解であると思われる。

（2）不開示理由の不存在

不開示部分①ないし③について被告国は、「これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分が、いずれも、竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が記されており、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、前記第1の2及び3で述べたとおり、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せており未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する

不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告国の中の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

10 「(10) 倭島局長・ヤング課長会談要旨」(文書690・乙第52号証、番号13)について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、1953年(昭和28年)8月10日付けで新木駐米大使(当時)が岡崎外務大臣(当時)あてに発信した「防衛水域撤廃に関する件」と題する電信文書中にあり、竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針が具体的に記載されている部分であるとされる。

不開示部分の内容は、正確には分からぬが、竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針として、竹島問題に関する米国政府の見解が記載されているものと思われる。不開示部分の直前には「国務省内部の見解としては竹島は日本領であると考えており、韓国自身その主張が無理であることを知っている」とあり、「(不開示部分・3行)という態度であると述べ」の後には、「対日講和条約に関連せる解釈の問題として見解を求める場合」は米国政府も回答せざるを得ないと記載されていることからすれば、米国政府の公式見解が「竹島問題は韓日両国の問題であり米国政府は日韓いずれかの立場をとらない」と知られているところからすれば、当時の「米国政府の見解として、竹島は日本領であるとは公式に回答出来ない」旨の内容であったと思われる。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「これを公にすることにより、米国等との信頼関係を損なわれるおそれがあり、また、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張

する。

そして、被告国は、不開示部分が、竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針を内容とするものであり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、不開示部分は、前記第1の5で述べたとおり、昭和28年当時の竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針を内容とするものにすぎない。そのような不開示部分が開示されたからといって、日韓間における竹島問題の今後の交渉に何らかの影響を与えるとは到底考えられず、この点に関する被告国のは主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない。

11 「(11) 日韓交渉報告（基本関係部会）」（文書692・乙第53号証、番号14）について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、韓国の洪法務局長（当時）が、日本と旧大韓帝国との間において締結された条約等の無効を確認することを主張した際に、中国と北朝鮮との国境に位置する間島に関する情報に基づいて言及した見解が具体的に記載されている部分であるとされる。

その内容は、韓国政府は、中国と北朝鮮との国境に位置する間島の領有に関し、清日間の間島協約は、韓国を併合した日本が韓国の領土である間島を清国に譲渡する代わりに、満州での鉄道敷設権や石炭採掘権など各種利権を手に入れたものであるから、日本と旧大韓帝国との間のすべての条約が根本的に無効であるならば、清日間の間島協約も当然に無効になるとの見解を有していたことから、日本側が「日本国と大韓民国との関係において効力を有しない」と主

張したことに対し、前記の清日間の間島協約の無効に関する見解か論拠を述べたものであると思われる。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

しかしながら、不開示部分は、具体的な内容が不明であるとしても、韓国の洪法務局長（当時）が言及した韓国側の見解にすぎない。とすれば、前記第1の5で述べたとおり、不開示部分が開示されたからといって、日韓間における竹島問題の今後の交渉に何らかの影響を与えるとは到底考えられず、この点に関する被告国（韓国）の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない。

12 「(12) 日韓政治折衝第2回会談記録」について（文書720・乙第54号証、番号15）

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、1962年（昭和37年）3月14日付で外務省北東アジア課が作成した「日韓政治折衝第2回会談記録」と題する文書のうち、手書き文書中の16頁ないし25頁（「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分）と活字文書中の35頁ないし40頁（「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分）であり、上記会談に出席した日本及び韓国の各代表者が非公式の意見を交わした具体的な発言内容が詳細に記載されており、その発言内容は竹島問題等日本と韓国との間における重要な懸案事項について言及した部分であるとされるが、その具体的な内容は不明である。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「これを公にすることにより、我が国政府

の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分が、竹島問題等日本と韓国との間における重要な懸案事項について、日本と韓国の各代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わした具体的な発言内容であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、仮に、日本と韓国の各代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わした具体的な発言内容であったとしても、前記第1の3のとおり、文書が作成されてから50年近くにもなる現代においてまで非公式とする必要性がないことは言うまでもなく、前記第1の5で述べたとおり、少なくとも韓国側の発言が公開されることにより、日本側にとって外交交渉上の不利益が生じることはおよそ考えられない。

「交渉上の立場を不利にするおそれ」についても、前記第1の2及び3で述べたとおり、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告国の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

13 「(13) 日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」（文書910・乙第40号証、番号16）について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、以下のとおり、7箇所の不開示部分であるとされる。

ア 不開示部分①

上記不開示部分には、1953年（昭和28年）8月、外務省アジア局第2課（当時）が竹島問題の処理方針について検討した具体的な内容として国際司法裁判所に提訴する案以外の処理方針の具体的な内容であるとされる。

イ 不開示部分②

上記不開示部分には、外務省アジア局第2課（当時）が、竹島問題の解決策として日本政府が提案した国際司法裁判所提訴案を韓国政府が反対する理由を分析した具体的な内容が詳細に記載されているとされる。

ウ 不開示部分③

上記不開示部分には、日本と韓国との間で協議されていた竹島問題に対する米国の対応及び見解及びこれに対する日本側の分析が詳細に記載されているとされる。

エ 不開示部分④

上記不開示部分には、1962年（昭和37年）12月に日本政府が、竹島問題について日韓両国の主張の折衷案として韓国側に提案した提案の具体的な内容が記載されているとされる。

オ 不開示部分⑤

上記不開示部分には、1963年（昭和38年）6月5日から同月8日で開催された箱根漁業会談において牛場審議官（当時）が後宮外務省アジア局長（当時）に対し「竹島問題のタブーの一つは竹島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」と述べたことについて、後宮外務省アジア局長が「日

韓交渉に関する若干の回想」に記した竹島問題についての私見が記載されているとされる。

カ 不開示部分⑥

上記不開示部分には、1963年（昭和38年）6月15日に、ブラウンズ在韓米国大使（当時）と面会した韓国朴正熙大統領（当時）が竹島問題について述べた見解の具体的な内容及び外務省内部における竹島問題についての率直な意見、内部的な対応状況が具体的に記載されているとされる。

キ 不開示部分⑦

上記不開示部分には、外務省藤崎条約局長（当時）が「日韓条約で決着がつけられていない2つの問題点について」に記した竹島問題についての私見が記載されているとされる。

上記のような説明だけでは、不開示部分①ないし⑦について、どのような情報が不開示とされたのか正確に推測することは困難である。

（2）不開示理由の不存在

不開示部分①ないし⑦について、被告国は、「これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分①ないし⑦は、いずれも現在の日韓関係における最大の懸案事項の1つである竹島問題に関するものであり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、前記第1の2及び3で述べたとおり、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっている

かを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告国の中張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

14 「(14) 日韓国交正常化交渉の記録（総説・目次・平和条約発行前の日韓関係と日韓会談予備会談）」（文書1124・乙第55号証、番号17）について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、外務省が作成した内部文書であり、日韓国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策について記載された文書のうち、竹島問題に関する我が国の対策が具体的に記載されている部分であるとされる。

不開示部分は、竹島問題に関する日本政府がとった具体的な対策であるとされるが、その内容を正確に推測することは困難である。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分について、被告国は、「これを公にすることにより、韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分が、竹島問題に関する日本政府がとった具体的な対策についてであり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せており未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、前記第1の2及び3で述べたとおり、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告国の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

15 「(15) 日韓国交正常化交渉の記録（第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル）」（文書1127・乙第56号証、番号18）について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、外務省が作成した内部文書であり、1964年（昭和39年）12月21日付で外務省北東アジア課が作成した「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場（私案）」と題する文書中にあり、竹島問題に関する韓国側の具体的な対応に対する日本側の評価及び対策が具体的に記載されているとされる。

(2) 不開示理由

不開示部分について、被告国は、「これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」とから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告国は、不開示部分が、竹島問題に関する韓国側の具体的な対応に対する日本側の評価及び対策であり、日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子や政府部内での検討の結果が推認される内容であるところ、竹

島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、前記第1の2及び3で述べたとおり、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せて いる未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告国は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告国の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

第5 準備書面（3）における不開示理由の不存在

1 「（1）日韓関係の打開について（文書1248・乙第57号証、番号19）」について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1955年（昭和30年）1月21日に作成された「日韓関係の打開について」と題されている文書のうち、「竹島問題の処理」について記載した「竹島問題についての我が国の主張を評価した率直なコメントや竹島問題の解決方法についての具体的な意見」であるとされる。そして、不開示部分は、合計して3か所となっている（1頁はすべて不開示）。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、「あくまで外務省内部における一つの評価や内部的意見、見通しにすぎない」、「未解決の二国間の問題であり、解決に向けて、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」、「内

部における評価や意見、見通しは、公開されることを予定していないものであり、このような内部的な意見等まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある」との説明により、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、まず、竹島問題についての日本の主張は、これまで韓国側に伝えられてきたものであって、日本政府が公にしているものであるし、日本側が自身の主張を評価することはいわば当然のことと考えられ、そのための率直な意見、見通しの公開により、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」とはいえない。

次に、竹島問題の解決方法についての具体的な意見についても、日本政府はこれまで国際司法裁判所への提訴の立場を明らかにしてきたのであって、これが公開されたからといって、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」とはいえない。

しかも、前記第1の3で指摘したとおり、文書1248は、すでに54年前の文書であって、当時の外務省職員の率直な意見、見通しが、「現在又は将来の」交渉にどのように不利益になるかについては、被告国は一切主張していない。

さらに、前記第1の1で主張したとおり、「公開することが予定されていない」ことは、それ自体が法5条の不開示事由となるものではなく、「忌憚のない意見交換ができなくなるおそれ」の主張については、同主張と法5条3号(交渉上の不利益)との関連性を全く欠いており、主張自体失当である。

2 「日韓会談議題の問題点（文書1287・乙第58号証・番号20）」について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1956年（昭和31年）5月に作成された沢田大使説明資料のうち、「竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状についての評価が具体的に記載されている」とされる。不開示部分は、合計して約4行である。

この不開示部分の最初の部分は、「客年の始めの谷・金会談においても、竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにすることとし、[]との見地から、その会談とは別とすることに合意され、とりあげられなかった」とあり、谷・金会談で、取り上げない理由について検討したことが窺われる。

そして、2番目の不開示部分は、上記の文章に続いており、日本と韓国との間の交渉においては、今後も竹島問題を取り上げるべきではないという方針が記載されていると推測できる。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、「竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状についての評価であり、あくまで外務省内部の見解にすぎないものである」、「未解決の二国間の問題であって、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」と指摘したうえ、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、不開示の最初の部分は、谷・金会談において、竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにするために、同会談とは別にすることが合意されたとある以上、金大使すなわち韓国側が承知している事柄であって、第1の5で主張したとおり、その記述ゆえに今後の交渉において日本側の手足が縛

られるといった事情は一切なく、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」情報とはいえない。

また、2番目の不開示部分は約3行であるが、すでに、竹島問題についての日本の主張は、これまでも韓国側に伝えられてきたものであって、日本政府が公にしているものであって、これを公開したとしても、外交上支障が生ずるとは思われない。

さらに、不開示部分の公開は、53年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであって、第1の3で主張したとおり、かつての検討状況が現在又は将来の交渉上の不利益を生じさせるおそれがあるとは考えられない。被告国が、現在又は将来の交渉上の不利益について具体的な主張立証をしていない以上、「交渉上の不利益が生ずるおそれ」はない。

3 「アジア局主張懸案処理日報抜粋」（文書1399・乙第42号証・番号2 1）について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1959年（昭和34年）10月10日付けのアジア局重要懸案処理月報第16号」のうちの「竹島問題に関する日本政府の具体的対応状況が記載されている」とされる。不開示部分は合計して約5行である。

この月報の中の「4 竹島問題」の不開示部分は、次のようになっている。

- (1) 9月15日海上保安庁巡視船「へくら」は竹島の巡視を行い、同島が韓国側により引き続き不法占拠されている事実を認めた。
- (2) 【1行半黒塗り】韓国政府は9月18日付在京韓国代表部口上書をもって、竹島は韓国領土であり、海上保安庁巡視船の同島巡視は韓国の領海侵犯であるとして抗議してきた。
- (3) よって島大使は25日柳大使を招致し、【2行半黒塗り】韓国側か

ら申入れがあった以上わが方領土である竹島の韓国当局による不法占拠に対し抗議せざるを得ない旨述べ、【以下、略】

続く文章の記載が、韓国側が抗議を行ったというものである以上、最初の不開示部分は、日本側が行った何らかの具体的な対応であると捉えられる。また、2番目の不開示部分は、島大使が柳大使に対し述べた具体的な内容である。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、「竹島問題に関する日本側の具体的対応状況である」、「未解決の二国間の問題であって、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」と指摘したうえ、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、不開示部分は、韓国側とのやり取りの中からすでに明らかとなつてゐる客観的な事実であり、また、韓国側が承知している内容であつて、不開示部分の公開により、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。

加えて、すでに、竹島問題についての日本の主張は、これまでも韓国側に伝えられ、日本政府が公にしているものであり、これに伴つた具体的な対応を公開したとしても、現在又は将来の交渉上の不利益が生ずることは考えられない。ことに、2番目の不開示部分は、島大使が柳大使すなわち韓国側に伝えた内容であつて、韓国も了知しており、前記第1の5で述べたとおり、公開により今後の交渉において日本側の手足が縛られるとはいえない。

これらの不開示部分の公開は、50年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであり、前記第1の3のとおり、被告国が、この点について、現在又は将来の交渉上の不利益について具体的な主張立証をしていない以上、「交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。

4 「第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ（文書1418・乙第59号証、番号22）」について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1961年（昭和36年）8月29日に作成された「日韓会談再開に関し関係各省の代表による打ち合わせ会」を行った際の協議内容のうち、「請求権問題を解決する具体的な方策について忌憚のない意見」が記載されているとされる。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、「内部の打合せ会における発言内容は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な意見まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある」として、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるほか、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。なお、被告国は、文書1418を不開示として理由を、不開示理由3から不開示理由1に変更している。

しかし、被告国の主張は、内部的な意見の公開によって、どのような理由に基づき、政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるほか、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が判断したのか、その論理の飛躍ははなはだしいところがある。

また、文書作成時から48年が経過しており、日本と韓国との間で1965年（昭和40年）には日韓基本条約が締結され、以後も日本と韓国をめぐる外交状況は刻々と変化している。前記第1の3のとおり、文書1418の不開示部分の公開が現在又は将来の交渉に具体的な不利益をもたらし、あるいは信頼

関係を損なうような事態は通常はありえない。

さらに、第1の2のとおり、被告国は、「交渉上の立場を不利にするおそれ」と「韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」を何ら区別せず、具体的な主張立証をしていない。

加えて、前記第1の1で述べたとおり、「公開されることが予定されていない」ことや「忌憚のない意見交換ができなくなる」こと自体は、情報公開法5条の不開示事由ではなく、法5条3号との関連性は何ら示されておらず、被告国の主張が失当であることは明らかである。

5 「第7次漁業交渉 資料20 漁業協定関係擬問擬答（文書1457・乙 第60号証、番号23）について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1965年（昭和40年）7月23日に作成された日韓漁業協定に関する問題の問答のうち「北方領土に関する外務省内部の具体的見解を踏まえた回答」が記載されているとされる。不開示部分は、次のとおりであり、約2行である。

問 沖縄、北方領土について漁業水域を設定することは可能であるか。

答 沖縄地域については、わが国は管轄権行使する立場にないから、

漁業水域を設定することはできない。また、北方領土は、【1行半黒塗り】返還を受けた場合にも韓国との関係において漁業水域設定の必要が生ずることはないと考える。

問は、北方領土と当時施政権の返還を受けていなかった沖縄についての漁業水域の設定に関するものであって、これに対応する答の不開示部分の後が「返還を受けた場合にも」とあることから、不開示部分は、漁業水域設定の必要が生ずることはない状況を述べていると考えられ、「日本がソ連から北方領土の返還を受けることができない場合や」などの趣旨の記載があること

が分かる。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、「北方領土に関する外務省内部の具体的見解であり」、「ロシアとの間で外交交渉が継続されているところ、解決に向けて、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」と指摘して、「外務省内部の具体的見解であり、現在においても日口間で立場の異なる問題に関する交渉にも影響を及ぼし得るものであるから・・・我が国の今後のロシアとの交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号該当性を主張する。

しかし、前記のとおり、不開示情報には、「日本が北方領土の返還を受けることができない場合や」などが記されていると考えられ、このような記載が公開されたからといって、「現在においても日口間で立場の異なる問題に関する交渉にも影響を及ぼし得るものであるから・・・我が国の今後のロシアとの交渉上の立場を不利にするおそれがある」とはいえない。

また、わずか1行半の部分に、外務省内部の具体的見解が述べられているとは到底考えられず、日本とロシアとの間で北方領土について交渉上の立場を不利にするおそれがあるような情報が記載されているとは思われない。

さらに、日本とロシアとの間の北方領土交渉は、これまで様々な交渉がなされてきており、前記第1の3で述べたとおり、時の経過を考慮に入れれば、44年前の外務省の見解が現在又は将来の交渉にどのような不利益が生ずるのかについては全く明らかではなく、被告国はこの点について具体的な主張立証を一切行っていないのであるから、「今後のロシアとの交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。

証、番号24)について

(1) 不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1957年(昭和32年)9月6日作成の日韓交渉に関する関係各省の次官が協議をした具体的発言のうち、「李承晩ライン問題に関する対応について述べた率直かつ個人的な見解」とされる。不開示部分は約3行である。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、「このような内部的な意見まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある」と指摘し、「我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応状況を含む政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、前記第1の1で述べたとおり、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれ自体は法5条3号の不開示事由ではなく、内部的な意見の公開と法5条3号との関連性は何ら示されていないので、被告国の主張が失当であることは自明である。

また、被告国の主張は、内部的な意見の公開によって、どのような理由から、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」と行政機関の長が判断したのか、その論理の飛躍ははなはだしいところがある。

さらに、52年前の次官の発言が公開されたことによって、現在又は将来の交渉上の不利益が生ずる具体的な理由も示されていないのは、前記第1の3で述べたとおりである。

2号証、番号25)」について

(1) 不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1951年（昭和26年）12月5日作成の韓国に派遣が予定されていた特派使節団の具体的な指名、訓令のうち、「韓国において特派使節団が採るべき態度」、「日本と韓国及び朝鮮との歴史的な経緯に対する日本側の具体的な対応」が記載されているとされる。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、「現在においても日韓関係で評価の異なる日本と韓国、朝鮮との間に存在する歴史的問題について日本側がとるべき態度が具体的に記載」されないと指摘し、「公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号該当性を主張する。

しかし、いずれの国においても、歴史的問題について、異なる立場・評価を持つていることは自明のことであり、特に、韓国、朝鮮との間では、日本の採っている歴史的問題に関する態度、立場は公にされており、公開したからといって、あらたに日本の今後の交渉上の立場を不利にするおそれはない。

また、前記第1の3で述べたとおり、58年前の日本側のとるべき態度の公開が、現在又は将来のいかなる交渉において日本に不利になるおそれがあるのかについて、被告国は一切主張立証していない。被告国の主張によれば、他国と評価を異にする歴史的問題があれば、文書が不開示となることが許容されることになるが、法5条3号はそのような抽象的な「おそれ」によって行政機関の長がその該当性を認めることを予定していない。

8 「谷大使・金公使会談（文書1671・乙第63号証、番号26）」について

(1) 不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1955年（昭和30年）1月作成の「日韓会談再開に関する件」の谷大使と金公使の会談内容のうちの「谷大使が述べた所感ともいべき具体的見解」2か所及び「谷大使の具体的対応」1か所であり、合計約9行分となる。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、不開示部分は、「金公使との会談において発言されたものではあるが、韓国側と一致した見解ではなく、谷大使すなわち日本側の所見といるべきものである」と指摘し、「竹島問題が未解決の二国間問題であって、解決に向けて我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があり」、「公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかとなり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由該当性を主張する。

しかし、外交において、相手国と一致した見解をとらないことは多々あることであり、そのこと自体は法5条3号の不開示事由には該当しない。

そもそも、交渉相手国の韓国の金公使との会談において発言されている以上、韓国側はすでに谷大使の発言内容を把握しているのであって、前記第1の5において主張したとおり、これを公開したからといって、「公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかとなり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ」は全くない。

9 「日韓会談再開問題（文書1675・乙第64号証、番号27）」について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1954年（昭和29年）1月21日、同年2月1日、同月6日、同月13日に作成された「久保田発言に関する件」並びに同年3月18日付け「日韓問題に関する件」のうち、「竹島問題につい

ての具体的な見解」（①ないし⑥の不開示部分）すなわち「竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子」及び「日韓問題を平和的に解決する具体策で廃案となった具体的提案内容」（⑦の不開示部分）である。このうち、②ないし④の電信文は全部不開示となっている。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、竹島問題は「未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないように細心の注意を払う必要がある」、「廃案となったもので、あくまで政府内部の見解にすぎないものであるから、これが公にされれば、我が国の立場が不利になるおそれがある」と指摘し、不開示部分を公開することにより、「公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかとなり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由該当性を主張する。

しかし、まず、竹島問題に関する具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子は、日本政府が、ホームページやその他の資料で公にしている方針・立場からすれば、その内容はすでに明らかになっているといいうる。

また、被告国は、未解決の二国間の問題を指摘するのみであり、竹島問題に関する具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が、どのような理由によって、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかとなり、日本の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるのかについては、何ら主張立証をしておらず、具体的な理由は明らかにされていない。

ことに、竹島問題等に関する交渉の様子は、韓国側との間の交渉であって、

すでに韓国側において認知されていることであるから、前記第1の5で述べたとおり、これを不開示とする理由は何ら存しない。

さらに、電信文3通については全部不開示となっているが、甲第64号証には電信文が多数含まれており、これらの電信文のなかで公開されているものもあることからすれば、この電信文3通のみが、どのような理由によって全部不開示となっているのか、その具体的な理由が明らかにされなければならない。電信文には、番号、日付、時間、電信文の送信者、宛先、件名などが付されているのが通例であるが、これら情報までもすべて不開示とする理由は全く不明である。

原告は、電信文の全部不開示について、被告の具体的な主張を待って、さらに反論を行う。

10 「アリソン大使との会談（文書1676・乙第65号証、番号28）」について

(1) 不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1955年（昭和30年）に作成されたアリソン駐日米国大使との会談記録のうち「李承晩ライン問題に関する解決策として提起された具体的な見解」が記載されているとされる。不開示部分は、約10文字分である。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、李承晩ライン問題に関する解決策として、日本側から提起された具体的見解に対し、アリソン駐日大使が「全然同感なり」と賛同していることから、米国の率直な見解であると指摘し、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり、日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとして、法5条3号の不開示事由

該当性を主張する。

しかし、米国においては、たとえ秘密指定がなされた公文書であっても、大統領命令によって、作成から25年が経過すれば自動的に秘密指定が解除される仕組みをとっており、その中には日本と米国との間の外交交渉も多く含まれている。このことは、裏返せば、日本で米国の大使の発言が公開されたからといって、そのことをもって、アメリカが日本との間の信頼関係が損なわれると受け取る可能性はないことを示すものである。本件文書は、2倍以上の54年が経過しており、当時のアリソン大使が賛同した日本政府の見解が公開されたからといって、日本と米国、韓国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれではなく、日韓間の今後の交渉において日本の立場が不利になるおそれもない。

被告国が、「信頼関係が損なわれるおそれ」と「交渉において立場が不利になる」との理由を区別していないことは、第1の2のとおりである。

そして、第三国の米国の者の発言がどのような理由により日本の交渉において立場を不利にするものであるかについては、被告国は何ら主張していない。

そもそも、日本側の提起した具体的見解自体は、韓国側には伝えられている内容であると思われ、これについてアメリカの大使が賛同したからといって、直ちに、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいはず、韓間の今後の交渉において日本の立場が不利になるおそれもない。

11 「日韓問題に関する米側トーキングペーパー（文書1686・乙第66号証、番号29）」について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1964年（昭和39年）9月26日

に作成されたエマーソン公使が手交した日韓問題に関する米国政府の具体的な見解が記載されたトーキングペーパー及びこれに関連して外務省が作成したコメント等の文書のうち、米国政府のトーキングペーパーの内容に対する外務省の具体的な批評や見解の部分とされ、4つの不開示部分の内容はほとんど同一であるとされる。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、不開示部分は、外務省の具体的な批評や見解であり「極めて率直な内容が含まれているため、これが公にされると、我が国の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由該当性を主張する。

しかし、極めて率直な内容の公開自体は、前記第1の1で述べたとおり、法5条の不開示事由ではなく、率直な内容の公開がどのような理由によって日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるのかについて、被告国は一切主張立証をしていない。被告国の主張は、論理の飛躍がはなはだしく失当である。

また、米国のトーキングペーパーに対して外務省が具体的な批評や見解を述べたものである以上、それは米国政府の見解に対するものにすぎず、これが直ちに韓国との交渉上の立場を不利にすることにつながるものとは思われない。なお、米国との信頼関係については、前記10で述べたとおり、作成から25年が経過した公文書は、大統領命令により自動的に秘密指定解除がなされるのであって、トーキングペーパーはすでに米国で公開されている可能性が高く、米国に対する信頼関係も問題にはならない。

さらに、不開示部分の公開は、45年前の米国の考え方を記した文書に対する45年前の日本政府の批評や見解を公開するにすぎず、前記第1の3で述べたとおり、時の経過を考慮に入れるならば、現在又は将来の交渉上の立場を不利にするおそれはない。

12 「日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話（文書1695・乙第67号証、番号30）」について

(1) 不開示情報の内容

ここで不開示とされているのは、1965年（昭和40年）3月及び5月の電信文のうち、「在韓米大使館ハビブ参事官が、竹島問題における日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な見解」が記載されているとされる。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、ハビブ参事官が竹島問題における日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な見解で非公式な発言であって、「日韓間で立場の異なる問題等に関し、忌憚のない本音ともいべき見解を内容とすると指摘し、未解決の二国間問題であって、解決に向けて我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」として、これを公にすれば、「我が国の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由該当性を主張する。

しかし、前記10で述べたとおり、米国では作成から25年以上が経過した公文書は自動的に秘密指定解除となる制度が存在しており、ハビブ参事官の発言は、すでに米国で国立公文書館等で公開されている可能性も高い。

また、前記第1の5で述べたとおり、不開示部分は、第三国である米国の者の発言にすぎず、このハビブ参事官の具体的かつ率直な見解、忌憚のない意見の公開が、日本の交渉に影響を与えるとは到底思われず、どのような理由によって「我が国の交渉上の立場を不利にするおそれ」があるのかは全く明らかではなく、被告国の論理は飛躍がはなはだしく失当である。

さらに、率直な意見で非公式の発言であることは、前記第1の1で述べたとおり、情報公開法5条の不開示事由には該当せず、法5条3号との関連性は不明である。

13 「日韓会談の現況等（文書1696・乙第68号証、番号31）」について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1965年（昭和40年）2月から6月の電信文のうち、「竹島問題に関する日本政府の具体的対応策」が記載されているとされる。不開示部分は3箇所に分かれており、合わせて約4行となっている。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、不開示部分は「竹島問題に関する日本政府の具体的対応策」であり、「未解決の二国間問題であって、解決に向けて我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」と指摘して、「公にすることにより、我が国の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由該当性を主張する。

しかし、これまでに主張したとおり、未解決の問題というだけでは、直ちに法5条3号の不開示理由にはなりえず、被告国は、不開示部分の公開が、どのような理由によって、我が国の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとするのか、具体的な主張立証を全くしていない。

前記第1の3で述べたとおり、すでに44年が経過した文書について、当時の日本政府の具体的対応が、現在又は将来における日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえないはずである。

14 「後宮アジア局長・崔圭夏大使会談（文書1728・乙第69号証、番号32）」について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1963年（昭和38年）7月1日、3日、4日、14日及び同年11月7日作成の崔圭夏大使との会談要旨のうち、「竹島問題に関する日本政府が提起した具体的対応策に対し韓国のみならず第三国の対応をも示唆した忌憚のない韓国側の具体的見解」が記載されているとされる。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、不開示部分は、「竹島問題に関する日本政府が提起した具体的対応策に対する韓国側の具体的見解」であり、「未解決の二国間問題であって、解決に向けて我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」と指摘して、「公にすることにより、我が国の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由該当性を主張する。

しかし、前記第1の5で述べたとおり、不開示部分は、交渉相手の韓国側の具体的見解であり、韓国側は当然に知っている事柄であるから、これを公開することによって、「日本の交渉上の立場を不利にするおそれ」は全くない。被告国の主張は失当である。

15 「日韓会談における双方の立場（昭和39年4月）（文書1783・乙第70号証、番号33）」について

（1）不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1964年（昭和39年）4月14日作成の「日韓会談における主たる問題点に関する双方の立場」のうち、竹島問題に関する具体的解決策について韓国側の具体的主張内容が記載されている2行分である。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、不開示部分は、「竹島問題に関する日本政府が提起した具体的対

応策に対する韓国側の具体的主張内容」であり、「未解決の二国間問題であつて、解決に向けて我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」と指摘して、「公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかとなり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由該当性を主張する。

しかし、前記第1の3で述べたとおり、交渉相手国であった韓国側の具体的主張内容を公開しても、韓国ではすでに自国の主張内容であるから、その内容を熟知しているのであって、「我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかとなり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。たとえ、日本政府が、韓国側の具体的主張を日本側の評価や解釈に基づいて行ったとしても、それが韓国側の主張である限り、韓国がこれを知っていることに変わるところはなく、これをもって、日本政府の詳細な検討状況等が明らかになるというものでもない。

また、前記第1の3で述べたとおり、45年前の韓国側の具体的主張を日本側がまとめたものが、現時点で公開されたとしても、どのような理由によって、現在又は将来の日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるのかは全く明らかではない。

16 「韓国側希望と日本側方針（昭和39年10～12月）（文書1786・乙 第71号証、番号34）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは1964年（昭和39年）12月21日付「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場（試案）」中の竹島問題に関

する記述であり、被告国によれば、「竹島問題に関する具体的解決策について韓国側の具体的主張内容及びこれに対する我が国の対応方針」が記載されている。不開示部分の前後の記載は、「韓国側は、本件は日韓会談の議題外であると主張しつつ、〔不開示部分約4行分〕韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続するおそれがある。他方、韓国側は、国連にも I C J にも加入していない〔不開示部分約7行分〕」というものである。

上記文書の作成に先立つ 1954 年（昭和 29 ）年、韓国内務部が韓国沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣し、それ以来竹島を占拠していることは歴史的事実であり、日本政府が、その行為を「国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠」であると位置づけていることは、外務省のウェブサイトにも記載されている。また、 I C J （国際司法裁判所）は国連の機関であり、国連憲章 93 条では、「すべての国際連合加盟国は、当然に、国際司法裁判所規程の当事国となる。」（国連憲章 93 条 1 項）、「国際連合加盟国でない国は、安全保障理事会の勧告に基いて総会が各場合に決定する条件で国際司法裁判所規程の当事国となることができる。」（同 2 項）と規定している。さらに、韓国が国連に加盟した時期が 1991 年であることは公知の事実である。

これらの事実に照らすならば、上記の不開示部分のうち、 1 つ目は、韓国側が、事実行為として竹島占拠をしておきつつ、日韓会談の議題からその問題を外すことによって、占拠の事実を継続しようとしていること等が記載されていると考えられる。上記不開示部分のうち、 2 つ目は、竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案している日本の主張に対して、韓国が、自国は国連に加盟していないこと等を理由として、日本側の国際司法裁判所付託の提案に応じられないと主張していることや、それに対する日本の対応等を記載していると考えられる。

なお、他の文書に照らすならば、韓国側の主張は、「第三国ないし第三者の調停に付し、それが不調に終わった場合にはあらためて協議することを主張し

ている」（文書1787・乙72号証24枚目の記載）という趣旨の記載を含んでいる可能性もある。あるいは、文書1826・乙77号証47頁には、「金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2、3年後といえども、勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国（金部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任すことを希望する、かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができよう」と述べた」という記載があるので、同趣旨の記載を含んでいる可能性もある。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、竹島問題は未解決問題であることから、細心の注意を払う必要があること、韓国側の具体的主張内容は日本側の評価及び解釈に基づくものであり韓国側には知られていないものであること、それに対する日本側の対応方針は内部的なものであること等を理由として、外交交渉上の不利益のおそれを主張する。

しかし、これらはいずれも不開示事由にならないか、あるいは不十分なものであって、ただちに不開示を正当化しうるものではない。

竹島問題が現在でも未解決であるとしても、そのことゆえに竹島問題に関する情報が、外交交渉上の不利益を被るおそれ、あるいはおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるということにただちに結びつくものではない。前記第1の2でも述べたとおり、現在の交渉において問題の焦点になっている事項を具体的に特定したうえで、対象文書が、そのような具体的な事項に関連する文書であること、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有することを被告国は具体的に主張立証する必要がある。ところが、被告国は、そのような主張立証は全く行っていない。

さらに、前記第1の3でも述べたとおり、約半世紀の時の経過を経てもなお、その情報の公開が具体的な不利益をもたらすということは通常考えられない。

殊に、竹島問題については、外務省のウェブサイトにも記載されているとおり、国際司法裁判所へ提訴するというのが、現在に至るまで一貫している日本側のポジションである。上記の不開示部分は、韓国が国連に未加盟であったという現在ではもはや妥当しない事情下での韓国側の主張と日本側の対応が記載されていると考えられる。このような情報を開示することが、将来の外交上の不利益をもたらすおそれがあるとは到底考えられない。

また、不開示部分の2つ目には、韓国側は第三国ないし第三者による調停を主張しているといった趣旨の記載が含まれている可能性がある。しかし、そのような趣旨は、他の文書、すなわち、上記で紹介した文書1787・乙72号証や、文書1826・乙77号証では開示されている。そのような趣旨の記載が含まれている場合、前記第1の4で述べたとおり、不開示部分における判断が不統一である可能性があり、文書1786においてのみ、同趣旨の情報を不開示にする理由は全くない。

なお、被告国は、韓国側の具体的主張内容は日本側の評価及び解釈に基づくものであり韓国側には知られていないものである、と主張している。しかし、被告国のいう「日本側の評価及び解釈」が仮に多少不正確であったとしても、記載してある内容はあくまでも韓国側の具体的主張である。前記第1の5で述べたとおり、そのような内容が開示されたからといって、日本にとって外交上の不利益をおよぼすおそれは皆無である。また、韓国側が日韓会談に関する文書を自らすべて公開していることに照らしても、韓国側の主張を開示したからといって、韓国との信頼関係を損なうおそれもない。

以上のとおり、被告国の挙げる理由はいずれも失当であり、法5条3号該当性は認められない。

17 「日韓会談今後の進め方（文書1787・乙第72号証、番号35）」について

（1）不開示情報の内容

ア 不開示部分1つ目

不開示とされている該当箇所の1つ目は、「日韓会談における日本側の立場」という文書の「別添1 口頭説明」のうち、「3 竹島問題について」の部分である。この文書の本文（乙72号証・4～11頁）は、「基本関係」、「漁業問題」、「請求権問題」、「在日韓国人の法的地位問題」、「竹島問題」をカバーしている。「口頭説明」部分は、本文で記載しているこれらの事項について、日本側の交渉ポジション等について補足するものである。たとえば、本文のうち、「基本関係」については、「日本側としては、基本関係についての合意の形式については... 共同宣言の形が最も適当であると考える」とし（4枚目）、対応する「口頭説明」では、それに関連する日本側の交渉ポジションとして「共同宣言という名称には固執しない」と記載されている（12枚目）。他の箇所もおおむね同様の対応関係にある。

「竹島問題」に関する本文は、「1. 日本側としては、諸懸案一括解決後国交正常化の原則を堅持しており、この諸懸案のうちには当然竹島問題も含まれねばならない。... 2. 竹島問題の解決方式として日本側は、究極的には国際司法裁判所による解決が最も妥当な方法であると考え、この方向に沿って国交正常化前に少なくとも本問題の最終的解決のための目途をたてておくことは絶対に必要。...」というものである（11枚目）。

他の項目における本文と「口頭説明」との対応関係に照らすならば、不開示情報の内容は、竹島問題を一括解決の対象とする立場を堅持すべきか否か等に関する日本側の交渉ポジションを記載していると考えられる。

イ 不開示部分2つ目

不開示とされている該当箇所の2つ目は、1965年（昭和40年）2月9日付の「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」という文書の「竹島問題」に記載された部分である。この文書は、「椎名外相の訪韓との関連において今後の日韓会談の進め方に関し、現在交渉中の各議題中事務的には打開困難な若干の諸問題につき、いかなるレベルの話合で解決を期するかについて概ね見通しをたて置く要あり」（乙72号証・34頁）との目的で作成された文書である。

他の項目の記載をみると、「基本条約関係」について、「大臣訪韓の機会にこの2点につき最後の妥結に達し」（乙72号証・34、35頁）、「請求権関係」について、「予め総理決裁の下にわが方の肚を決め置く要あり、従って本件対韓交渉も日韓両総理会談等の議題たるべく、少なくとも今般の外相訪韓の際には取り上げないこととする」（乙72号証・36頁）、「漁業関係」について、「総理会談レヴェルの話合が適當なるべく、少なくとも今次の外相会談の際はいまだ事務レヴェルの話も煮つまつていないのでとりあげられない。」（乙72号証37頁）等とあり、それぞれの問題について、今般の外相訪韓の際にとりあげるべきか否かといったことが記載されている。

また、近接した時期（1965年〔昭和40年〕3月16日）に作成された「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」（乙72号証64頁以下）の竹島問題に関する箇所には、「本問題は他の諸懸案解決の見とおしが立った際に交渉の最終段階において政治的に一気に解決を計る方針で検討を開始する。したがってさしあたり来るべき外相会談では当方より切出すことなく、先方より話し出す際は、従来の国際司法裁判所附託のラインを維持する。」とある（乙72号証74頁）。

不開示部分の2つ目は、「竹島問題」という見出しの下、「問題なく総

理会談マターである」という記述に続く約4行分である。すでに見たとおり、同一文書（「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」）の他の問題については、外相訪韓時の取り扱いが記載されていること、近接した時期に作成された文書（「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要な問題処理方針について」）の竹島問題に関する記述では、政治的解決を計るという観点から、外相会談では日本側から切り出すことなく、先方から話があった場合には国際司法裁判所附託の話をすると記載されていること、に照らすならば、不開示部分にも同様の記述があると考えられる。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、細心の注意を払う必要があるとして、交渉上の立場を不利益にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると主張する。

しかし、前記第1の2で述べたとおり、現状でも未解決の重要な問題であると指摘するだけでは、外交交渉上の不利益のおそれや、おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認めることはできない。

不開示部分の1つ目は、上記のとおり、一括解決の対象に竹島問題も含めるか否かといったこと等に関する日本側の交渉ポジションを記載していると考えられる。しかしながら、日韓会談において竹島問題が解決されず、あるいは国際司法裁判所への提訴という最終的解決のための目途もたてられなかつたことは、公知の歴史的事実である。不開示部分の1つ目に記載されている日本側の交渉ポジションが、仮に、竹島問題を一括解決の対象から外しても良いという妥協的立場を示すものであったとしても、あるいは逆に一括解決の対象にするとの立場を堅持するものであったとしても、その後の経緯はすでに歴史的に明らかになっている。したがって、

そのような結論の出ている事項について、それに先立つ経過において日本側の交渉ポジションがいかなるものであったとしても、それは過去の出来事に過ぎない。ましてや、前記第1の3で述べたとおり、その時点から約半世紀の時が経過していることに照らすならば、そのような情報を開示したからといって、将来の外交交渉上の不利益をもたらすおそれは皆無である。よって、法5条3号該当性は、到底認められない。

不開示部分の2つ目も、竹島問題は総理会談で取り上げるべき問題であることから、来るべき外相会談では日本側から竹島問題を積極的にはとりあげないといった趣旨の記載がなされているに過ぎないと考えられ、法5条3号該当性が認められるような内容のものではない。

18 「韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談（文書1809・乙第73号証、番号36）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、外務省アジア局北東アジア課後官局長が米大使館エマーソン公使に手交した1963年（昭和38年）3月5日付「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する文書の「3 Dispute over Takeshima」に記載された部分であり、被告国の説明によれば、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の評価等が記載されているとのことである。

（2）不開示理由の不存在

不開示情報は、あくまでも韓国側の評価等であって、日本側の考え方等を示したものではない。したがって、前記第1の5で述べたとおり、このような情報を開示することによって、外交上の不利益のおそれが日本側に生じることはない。また、韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上、韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからと

いって、韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。

殊に、そのような事実があつてから約半世紀の時が経過していることを踏まえるならば、前記第1の3で述べたとおり、「おそれ」の不存在は一層明らかである。

よつて、被告国に法5条3号の不開示事由が認められないことは明らかである。

また、別の観点からも、この不開示は正当化できない。すなわち、上記黒塗りの部分には、上記16で触れた文書1826（乙77号証47頁）の記載、すなわち、「金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2、3年後といえども、勝敗の別がはつきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国（金部長は米国を念頭に置いていた）の調停に任せることを希望する、かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができようと述べた」という記載があることを踏まえると、「韓国は日本の提案を拒絶したうえで第三国（金部長は米国を念頭に置いていた）の調停に任せることを希望しており、それに対して日本は、一定期間で調停が成立しない場合には国際司法裁判所に移行するという条件付きで、米国を第三者とする調停であれば受け入れる」という趣旨の記載がなされている可能性がある。そうであるとすれば、文書1826で同内容が開示されている以上、前記第1の4でも述べたとおり、不開示部分の不統一が認められるのであって、ここだけ不開示にする理由はない。

19 「金中央情報部長訪日（文書1822・乙第44号証、番号37）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、大平大臣が大野駐英大使に宛てた1962年

(昭和37年) 11月13日及び同月15日発信の「大平大臣、金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文中の記載であり、被告国によれば、竹島問題について日本政府が国際司法裁判所に提起する旨の解決策を提案したのに対し、金鐘泌韓国中央情報部長が述べた具体的評価及び提案内容が記載されているとのことである。

(2) 不開示理由の不存在

不開示情報は、あくまでも韓国側の具体的評価及び提案内容であって、日本側の考え方等を示したものではない。したがって、前記第1の5で述べたとおり、このような情報を開示することによって、外交上の不利益のおそれが日本側に生じることはない。また、韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上、韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからといって、韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。

殊に、このような事実があつてから約半世紀の時間が経過していることを踏まえるならば、前記第1の3で述べたとおり、「おそれ」の不存在は一層明らかである。

よつて、被告国に法5条3号の不開示事由が認められないことは明らかである。

20 「金中央情報部長訪米（文書1823・乙第74号証、番号38）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、「ラスク国務長官、金韓国中央情報部長会談内容に関する米側よりの通報」と題する文書中の記載であり、被告国によれば、竹島問題に関する日本側の見解について金鐘泌韓国中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した具体的な内容が記載されている。

具体的に見ると、不開示とされた該当箇所は、「3. 次いで金部長は、

池田総理との会談につき次のように述べた」（乙74・13頁）という記載の後の記述であって、金部長と池田総理との会談中での竹島問題に関する日本側の見解について、金部長が説明した内容であることがわかる。

この点、金部長と池田総理との会談要旨は、「池田総理・金鐘泌韓国中央情報部長会談要旨」（文書1825・乙76号証1頁以下）にまとめられており、同会談中の竹島問題に関する記述は、「4 竹島問題 金部長より、日本側は、あくまで本件の国際司法裁判所附託を固執するやを質し、かくの如き問題は国交正常化後まで放置しておきたる上ゆっくり解決すればよいであろうとの意見を述べたのに対し、総理より、日本側としては国交正常化の際本件を国際司法裁判所に付託する旨の合意が成立していることが絶対に必要である旨強調された上、第三者の判断にまかすという方式がお互に面目を維持する所以であることを、タイ・カンボジア間の国境紛争を国際司法裁判所に付託した先例を引用して述べられた。金部長より、二度にわたり、半ば冗談の如く問題の禍根を絶つためこの島を爆破してしまうことを述べたが、総理は、右は感情的に適当でなく、国際裁判が最良の方法である旨くり返した（以下約2行不開示）」というものである（乙76・17～18頁）。

不開示情報は、池田総理と金中央情報部長の会談における竹島問題についての内容を、金中央情報部長が米国で説明したというものであるから、上記内容と同様の内容のはずである。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、「これを明らかにすることにより、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり、日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもある」と主張する。被告国この主張の意味は明確ではない。あるいは、韓国が米国との会談で伝えた内容が、米国から日本に簡抜けになっていることを韓

国が知ってしまうと3国間の関係に問題が生じるということを意味しているのかもしれない。しかし、そのこと自体は、不開示部分の取り扱いの問題とは関係がない（韓国・米国の会談内容が、米国から日本に伝えられていること自体は、開示された部分から、すでに明らかになっており、その内容の一部が不開示部分によってわからないに過ぎない。）。したがって、被告国の説明は、不開示部分を正当化できるものではない。

そして、不開示情報は、竹島問題に関する日本側の見解に関するものであるが、日本側の見解は、当時、日本側から韓国側に表明された内容であることが明らかであるから、日本側の手の内情報ではない（しかも、上述のとおり、文書1825により、開示されている内容と同様のはずである。）。また、金鐘泌韓国中央情報部長の説明の中には、日本側の見解に対する韓国側の考え方等も含まれているかもしれないが、前記第1の5で述べたとおり、韓国側の考え方等を開示することによって、日本側について外交上不利益を被るおそれ等はない。

さらに、前記第1の3で述べたとおり、すでに約半世紀の時が経過していることも踏まえるならば、この不開示情報について法5条3号該当性を認めることはできない。

21 「大平外相と金韓国中央情報部長との会談（第1回）（文書1824・乙第75号証、番号39）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、外務省アジア局が作成した1962年（昭和37年）10月15日付「10月20日の大平大臣、金鐘泌部長会談における大平大臣の発言要旨（案）」と題する文書と同年10月26日付「大平大臣、金部長会談（10月20日）の内容確認作業の結果について」と題する文書中の記載であり、被告国によれば、前者は竹島問題に関する大

平外務大臣の発言内容の案であり、後者は同問題に関する会談結果の要旨であり、いずれも具体的で率直な見解が記載されていることである。

文書 1824 中には、上記文書（いずれも 10 月 20 日の会談の前と後に作成されたもの）の他に、会談当日である 10 月 20 日にアジア局が作成した「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談記録要旨」（文書 1824・32 頁以下）や、両国の会談記録を対照した「大平外務大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談（37 年 10 月 20 日）に関する日韓双方の記録の対照」（文書 1824・59 頁以下）等がある。

このように、大平大臣・金中央情報部長の会談当日に記録された要旨の竹島問題に関する該当箇所は全部開示されており、そこには「竹島については、大臣より国際司法裁判所に対する日本側の提訴に対し韓国側が応訴することを約束することが絶対必要である旨強調したのに対し、金部長は、本問題をさほど重視しておらぬ様子であり、かかる問題は放置しておいて差し支えなきが如き口吻を当初もらしていたので、大臣より重ねて応訴の要を主張したのに対して、部長は、明示的には承諾の意向を表明しなかつた（絶対的に否定の態度でもなかった）」と記載されている（文書 1824・41～42 頁）。

両国の記録を対照した上記文書によれば、竹島問題に関する部分の韓国側記録には、「大平大臣より、是非 I C J 応訴を約束してほしいと述べたのに対し、金部長は、そのような約束はできない、なぜなら、本件は当初から日韓会談とは関係がなかったものを、日本側が途中で徒らに取り上げたものだからである。本件は、国交正常化後に徐々に時間をかけて解決するのが賢明であると述べた。」とある（文書 1824・70 頁）。

不開示部分は、これらの会談を直接記録した文書（あるいは直接記録した日韓の文書を対照した文書）では全面的に開示されている部分に対応する部分であるから、そこで記載事項と同一か類似した事項が記載されて

いるものと考えられる。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、「不開示部分に記載された情報は、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する見解であるが、発言内容の案の部分も、会談結果の要旨の部分も、我が国の具体的で率直な見解が記載されているものであり、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報に該当する」と主張する。

しかし、竹島問題について、国際司法裁判所の応訴に応じるということを韓国に約束してもらいたいと日本政府が強く望んでいたという日本側の基本的方針や、会談においてそのことを大平外相が韓国に強く働きかけたことも、会談当日に作成された会談要旨によって明らかになっている。不開示部分には、このことと関連する事項として、大平大臣による働きかけのための発言等が記載されていると考えられる。仮にそれがいかに具体的で率直な見解であるとしても、そのような発言等の部分のみ不開示とすることが、法5条3号によって正当化されるとはおよそ考え難い。さらに、どのような発言等は約半世紀前のものであって、前記第1の3で述べたとおり長期間の時が経過していることを踏まえるならば、「現在及び将来」へのおそれは想定し難い。

なお、被告国は竹島問題が未解決の二国間問題であることを再三述べるが、前記第1の2で述べたとおり、そのことゆえにただちに不開示が正当化されるわけではなく、主張立証として不十分であることは、すでに述べたとおりである。

22 「池田総理・金韓国中央情報部長会談（文書1825・乙第76号証、番号40）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、「池田総理・金鐘泌韓国中央情報部長会談要旨」のうち竹島問題に関する箇所であり、被告国によれば、金部長が竹島問題に関して述べた見解に対し、池田総理大臣が述べた具体的な見解が記載されている。不開示部分約2行の直前には、「金部長より、二度にわたり、半ば冗談の如く、問題の禍根を絶つためこの島を爆破してしまうことを述べたが、総理は、右は感情的に適當ではなく、国際裁判が最良の方法である旨繰り返した」とあり、池田総理から、国際司法裁判所への提訴に同意するよう働きかける内容が記載されているものと考えられる。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、竹島問題は未解決の二国間問題であることをここでも繰り返しているが、前記第1の2で述べたとおり、問題が未解決であるというだけでは不開示を正当化することはできない。

該当箇所は、韓国側に伝えられた事項であって、日本側の手の内情報でもなく、発言時から約半世紀を経ており、前記第1の3で述べたとおり、時間が経過していることに加え、上記のとおり、国際司法裁判所への提訴に同意するよう働きかける文脈での発言であることから、この部分が法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

23 「大平外相・金部長会談（第2回）（文書1826・乙第77号証、番号41）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、「11月12日の大平大臣・金部長第2回会談における大平大臣の発言要旨（案）」という手書き文書のうち、竹島問題に

関する部分であり、具体的な前後の記述は、「この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるから、

韓国側は本件の国際司法裁判所への提訴に応ずるということだけはとりあえず是非予約して欲しい。(提訴および応訴は国交正常化後となる。)領土等に関するこの種」というものである(乙77・12頁)。

上記のうち、1つ目の黒塗り部分は約2行分程度あり(本項において「該当黒塗り部分」という。)、2つ目の黒塗り部分は約7行分程度ある(本項において「7行黒塗り部分」という。)。

この手書き文書については、被告国も認めているとおり、「同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書」がある(被告国準備書面(3)33頁)。上記の手書き部分の記述に該当する和文タイプの箇所は、乙77の22~23頁にあり、7行黒塗り部分に該当する箇所は、同様に黒塗りになっている。他方、該当黒塗り部分に相当する和文タイプの箇所は黒塗りがされておらず、「のみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので」と記載されている(以下「本件記載」という)。該当黒塗り部分と、本件記載の前後の文言は一言一句同じである。加えて、被告国自身が手書き文書と和文タイプ作成文書は同一内容と認めている。したがって、該当黒塗り部分には、本件記載と同一の文言が記載されていると認められる。

(2) 不開示理由の不存在

被告国は、不開示部分は、金韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解(発言内容の案)であるとしたうえで、竹島問題が未解決の二国間問題であること等を指摘したうえで、法5条3号該当性を主張する。

しかし、上記のとおり、該当黒塗り部分の記載は、本件記載と同一、すなわち、「のみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問

題を一時棚上げする効果もあるので」という記載であると考えられる。前記第1の4で述べたとおり、ここでは不開示部分の不統一が認められるのであって、同一の記載が別の箇所では開示されている以上、この記載を不開示にする理由がないことは言うまでもない。

加えて、本件記載は、国際司法裁判所への提訴に応じるように韓国に説得するための理由付けを記載した部分にすぎず、公開することを躊躇すべきような内容ではない（そうであるからこそ、被告国も別の箇所では同一の文言を開示していると解される。）。

翻って、この程度の文言を被告国が不開示にしているということは、他の不開示部分についても、同程度の情報（本来は秘匿する必要もない情報）を秘匿しているという推測が働くべきである。被告国は、「様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」といった常套句を繰り返しているが、実際の不開示部分は、細心の注意を払ったとしても不開示にすることの正当性は何ら認められないものである。

7行黒塗り部分についても同様ないし同程度の記載があるに過ぎないと考えられ、特に、この案をベースに実際の発言が韓国側に伝えられているであろうこと、したがって手の内情報ではないこと、前記第1の3で述べたとおり文書作成（大平外務大臣の発言）から約半世紀の時間が経過していること、前記第1の2で述べたとおり、未解決の問題であるということだけでは不開示を正当化できないことを踏まえるならば、法5条3号該当性は認められない。

24 「韓国提案基本関係条約案（文書1851・乙第78号証、番号42）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、「日韓基本関係に関する1964年12月10日の日本側合意要綱案に対する修正案」と題する文書中の記載である。具体的には、「この共同宣言は、批准されなければならない。批准書は、2に掲げる関係諸協定で批准を要するものの批准書のすべてが交換された後、できる限りすみやかに_____で交換するものとする。この共同宣言は、その批准書の交換の日に効力を生ずる」（余白は原文のママ）という批准と合意書の効力発生に関する記載の欄外の手書き部分の一部である。被告国によれば、不開示部分には、竹島問題に関する外務省職員の個人的な見解が記載されているとのことである。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、「不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する外務省職員の個人的な見解であり、このような内部における個人的な見解は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な意見まで公開されことになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある。」、「竹島問題に関する個人的な見解あり〔ママ〕、このような情報が公にされると韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」と主張する。

しかし、前記第1の1で述べたとおり、公開を予定していないことや忌憚のない意見交換ができなくなるおそれといったことは、法5条3号の不開示事由とは関係がない。

また、個人的な見解であるから、それを明らかにすると政府内部での検討状況が明らかになり、交渉上の立場を不利益にするおそれがあるとする被告国の中の主張は、明らかに飛躍している。問題は個人的な見解であるか否かではなく、見解の具体的な内容ゆえに5条3号該当性が認められるか否かである。しかし、

その点について被告国は何ら具体的な主張をしていない。また、個人的見解であるとすれば、そのような見解と被告国の見解とは別個に存在しうる（そのような個人的見解と被告国の見解が同一か否か等も不明である）から、それを開示したからといって、今後の交渉等において日本が外交上不利益を被るおそれ等は到底想定できない。ことに、そのような見解が記載された時期から約半世紀の時間経過があることを踏まえれば、前記第1の3で述べたとおり、一層外交上の不利益のおそれは想定できない。

また、本件不開示部分は、批准規定に関して欄外に手書きで記載されたものであるから、そのような箇所に、竹島問題に関する機密事項が記載されているということはおよそ想定できない。

以上から、当該不開示部分について法5条3号該当性は認められない。

25 「日韓会談等に関する在外公館からの報告（文書1876・乙第79号証、番号43）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、被告国によれば、各国駐在大使が外務大臣宛てに発信した日韓会談に関する電信文の繰りのうち、竹島問題に関する見解等が記載された電信文一通全部（3頁分）であり、竹島問題に関して政府内部間で交わされた電信文で、同問題に関する率直な意見が記載されていることである。

（2）不開示理由の不存在

不開示部分については、電信文一通全部が不開示になっているため、何日付の誰から発信された電信文なのかといった基本的なことすら一切不明である。被告国は、竹島問題に関する率直な意見が記載されていると主張するが、率直な意見というのは抽象的な被告国の評価に過ぎず、前後の文脈も不明であるため、何が記載されているかは不明である。

乙79に綴られた他の電信文を見ると、多くの場合には、日付や発信者、件名（たとえば、「日韓会談に関し国連安保理に説明方の件」、「日韓会談に関し英國政府に説明方の件」、「日韓会談に関し任國政府に説明方訓令の件」）の記載があり、本文の記載の後に、電信文の配布先が記載されるという体裁をとっている。

そもそも、本文以外の体裁に関する部分を不開示にすることが法5条3号によって正当化されるとは考え難いうえ、本文も全文を不開示にする正当性は認められないはずである（全文が不明のため、「はずである」としか原告としては主張できない）。

前記第2で述べたとおり、原告は、文書1876・乙第79号証、番号43については、被告国から、より具体的な文書の内容に関する主張を待って、そのうえで反論を加えたい（仮に被告国がそれに応じない場合、法5条3号該当性を認めるだけの相当の理由が示されたとは到底言えない。）。

26 「日韓会談等に関する在外公館への訓令（文書1877・乙第80号証、番号44）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、椎名外務大臣が武内駐米大使等に宛てた1965年（昭和40年）6月11日発信の「日韓漁業交渉の現況の米側への通報（通報）」と題する電信文中の情報であり、漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の見解が記載されている。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、不開示部分には、漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の内部的な見解が記載されており、公開が予定されていない内部的見解が公にされれば萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあるとして、それを今後の交渉上の不利益のおそれにつなげている。

しかし、前記第1の1で述べたとおり、内部的な見解であることや忌憚のない意見交換ができなくなるおそれは法5条3号とは関係がない。

また、被告国は、この不開示部分については竹島問題の場合のように、現在も未解決の問題であるといった主張はしていない。

解決済の約半世紀前の内部的見解が公開されるからといって、交渉上の不利益のおそれなどが生じることはありえない。この不開示部分について、法5条3号によって正当化することができないことは明らかである。

27 「日韓交渉の現状（文書1879・乙第81号証、番号45）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、外務省アジア局北東アジア課後宮局長が米大使館エマーソン公使に1963年（昭和38年）3月8日に手交した「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する文書の「3 Dispute over Takeshima」に記載された部分であり、被告国の説明によれば、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の評価等が記載されているとのことである。

この文書は、作成時期・後宮局長からエマーソン公使に手交したという被告国の説明及び文書自体の内容自体からいって、上記18で取り扱った文書1809（乙第73号証、番号36）と同一文書と考えられる。

文書1879（乙第81号証）では、被告国は約8行分をすべて不開示としているが、文書1809（乙第73号証）の対応箇所では、被告国はごく一部を不開示にしているに過ぎない。

すなわち、文書1879の下から9行目に対応する文書1809の下から9行目の記述（文書1809・16頁）は以下のとおりである。

However, the Korean side, rejecting Japan's proposal,

[REDACTED] which, unlike the I.C.J.、is incapable of making any binding adjudication. Then、the Japanese side has come to agree to a [REDACTED] on condition that the dispute will be finally referred to the I.C.J. if or when the [REDACTED] fails to bring forth a settlement after a certain specified period. This final counter-proposal by Japan is so reasonable and equitable that Korea should be justifiably expected to finally yield.

(原告代理人仮訳：しかしながら、韓国側は、日本の提案を拒絶し、[REDACTED] それは国際司法裁判所（ICJ）とは異なり、拘束力をもった裁定を出すことはできない。次に、ある特定の期間を経ても[REDACTED]が和解させられなかつたときには、紛争は最終的に国際司法裁判所に持ち込まれるという条件のもとで、日本側が[REDACTED]に賛成する。日本によるこの最終的な再提案はきわめて合理的かつ公正なものであるから、韓国が最終的には応じることが正当に見込まれるべきことである。)

文書1879の不開示部分のうち、文書1809で開示されている部分に対応する部分には、上記に記載した情報が記載されていると考えられる。

また、文書1809でも開示されていない上記黒塗りの部分には、上記16で触れた文書1826（乙77号証47頁）の記載、すなわち、「金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2、3年後といえども、勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国（金部長は米国を念頭に置いていたようであった）の調停に任することを希望する、かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができようとした」という記載を踏まえると、「韓国は日本の提案を拒絶したうえで第三国調停

に任すことを希望しており、それに対して日本は、一定期間で調停が成立しない場合には国際司法裁判所に移行するという条件付きで、米国を第三者とする調停であれば受け入れる」という趣旨の記載がなされていると考えられる。

(2) 不開示理由の不存在

不開示情報は、あくまでも韓国側の評価等であって、日本側の考え方等を示したものではない。したがって、前記第1の5で述べたとおり、このような情報を開示することによって、外交上の不利益のおそれが日本側に生じることはない。また、韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上、韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからといって、韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。

殊に、そのような事実があつてから約半世紀の時間が経過していることを踏まえるならば、前記第1の3で述べたとおり、「おそれ」の存在は一層明らかである。

よつて、被告国に法5条3号の不開示事由が認められないことは明らかである。

さらに、次の観点からも不開示事由は認められない。すなわち、この不開示部分は、上記で検討したような内容であると考えられ、文書1809で開示されている部分に相当する部分は、他で開示されている以上、前記第1の4で指摘した不開示部分の不統一が認められるのであって、ここだけ不開示にする正当性は認められない。また、文書1809でも不開示とされている部分は、文書1826で開示されている情報と同内容と考えられ、やはりここだけ不開示にする正当性は認められない。

28 「日韓交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙第82号証、番号46)」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、外務省条約局法規課が1962年(昭和37年)に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する文書のうち、「竹島問題を日韓両国が国際司法裁判所へ付託する際の手続きについて(昭和37.2.24.)」と記載された部分であり、被告国によれば、竹島問題に関する日本政府が具体的な解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及びその手続上日本が留意すべき具体的な事項が記載されているとのことである。

(2) 不開示理由の不存在

不開示部分に記載されている国際司法裁判所へ付託する際の手続は、一般論であるから、そのような事項が法5条3号に該当するということは、およそ考えられない。また、仮に米国等の第三国による調停を試みるという過程が、最終的に国際司法裁判所に委ねる前提として含まれており、その過程についても触れられているとしても、そのこと自体は、すでにみたとおり文書1826(乙77号証)等で明らかになっている。

ましてや、本文書が作成されてから約半世紀の時間が経過しており、前記第1の3で述べたとおり長期の時が経過していること、その後、韓国も国連に加盟したことによって国際司法裁判所における当事国としての地位を得ているという状況の違いもあることに照らすならば、ここに記載されている情報について法5条3号該当性が認められることはない。

29 「日韓国交正常化交渉の記録 総説九(文書1882・乙第83号証、番号47)」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、被告国によれば、竹島問題についての韓国側対応を踏まえた日本政府の見解である。

該当箇所の前後の文脈を具体的に検討すると、第三国の調停に任すという韓国側の提案に対し、日本側として、そのような韓国側提案を歩み寄りの努力の現われとして多としつつも、「調停に任すというだけでは、調停がいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができないので」という日本側の考えを記載した直後の約4行分が1つ目の該当箇所であり、また、該当箇所の直後には「本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが適當と考える」という記述がある（乙83・158頁）。次に、2つ目の該当箇所は、「日本側は、韓国側の希望をも考慮して、昨年12月、」という記述と、「本問題を国際司法裁判所に付託するとの提案を行ったのに対し」という記述間にある。3つ目の該当箇所は、「最近に至って、韓国側は、国際司法裁判所付託に同意できない理由につき」という記述に続く約4行分である（乙83・332頁）。

開示されている他の文書や該当箇所の前後の文脈に照らすと、1つ目及び2つ目の該当箇所には、上記18及び27で扱った文書1809・16頁において、「ある特定の期間を経ても、■■■■■が和解させられなかつたときには、紛争は最終的に国際司法裁判所に持ち込まれるという条件のもとで、日本側が■■■■■に賛成する」（文書1809・16頁の原告代理人仮訳対応部分）という記述に対応する記述が記載されていると考えられる（黒塗り部分には、上記18で論じたとおり、第三国ないし米国（による調停）という記述が入ると考えられる。）。

同様に3つ目の該当箇所には、文書1826・47頁において、「金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2、3年後といえども、勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国（金部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任すことを希望

する、かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができようとした」という記載に対応する記載があるものと考えられる。

文書1882（乙第83号証）は、その文書のタイトルが「日韓国交正常化交渉の記録 総説九」とあることからわかるように交渉の記録をまとめたものであるから、関連する他の文書に記載されている情報（ないしその要旨）が再録されているはずのものである。したがって、他の文書に照らした上記推測の確度は高いと考えられる。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、竹島問題が未解決の問題であって細心の注意を払う必要があるといった常套句を繰り返すが、前記第1の2で主張したとおり、そのような被告国の主張は認められるものではない。殊にこの不開示部分は、他の開示文書によって明らかになっている情報を再録した部分であると考えられ、前記第1の4で指摘した不開示部分の不統一がみられる部分であると解されるうえ、あくまでも約半世紀前の「交渉の記録」にすぎないから、前記第1の3で述べたとおり時が経過していることも踏まえるならば、到底法5条3号該当性は認められない。

30 「日韓国交正常化交渉の記録 総説三（文書1915・乙第84号証、番号48）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、「三 長期的対策」の一部であり、被告国によれば、「竹島問題についての日本政府の見解」が記載されている。

不開示部分の前後の具体的記述をみると、「三 長期的対策 （一）世論喚起とくに对外答弁に一層力を入れ日本の主張の合理性を強調する要ありとくにいわゆる李ライン問題に関して。（二）[REDACTED]国際司法裁判所への

提訴　いわゆる李ライン問題、竹島問題については提訴の方針を決すべきである。韓国は承諾すまいがそれでもよろしい。わが方の主張に分のあることのよい宣伝となる。」となっている。

前記第4の2でとりあげた「（2）日韓会談決裂善後対策」（文書1062・乙第46号証、番号3）には、「三、長期的対策」として国連又は国際司法裁判所への提訴が挙げられていることに照らすならば、この不開示部分には、「国連又は」という文言が記載されている可能性が高い。

（2）不開示理由の不存在

被告国は、竹島問題が未解決の問題であって細心の注意を払う必要があるといった常套句をここでも繰り返しているが、前記第1の2で述べたとおり、そのような被告国の主張は認められるものではない。殊にこの不開示部分は、「国際司法裁判所への提訴」という見出し中の記載であり、この文言に対する修飾語であって、字数的にも3、4文字程度にすぎず、上記のとおり、「国連又は」という文言が記載されている可能性が高い。このことからすれば、およそこの不開示部分に、日本の外交交渉上不利益のおそれを生じさせるような日本政府の見解が記載されているとは考えられないうえ、不開示にされているのが「国連又は」という文言（ないし同趣旨の記載）であれば、前記第1の4で述べたとおり、不開示部分が不統一なのであって、他で開示されている以上、ここでの不開示が正当化されるものではない。

第6 結語

以上のとおり、本準備書面における不開示部分を公開しても、現在又は将来の日本の今後の交渉上の立場を不利にするおそれではなく、しかも、被告国は不開示理由について何ら具体的な主張立証をしておらず、外務省の不開示決定処分が違法であることは明らかである。

以上